# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 25年 8月

総務省政策統括官(統計基準担当)

## 目 次

1	統計調査の承認等の状況(総括表)	1
	基幹統計調査の承認	1
	一般統計調査の承認	3
	一般統計調査の中止	4
	届出統計調査の受理	5
2	基幹統計調査の承認	7
	経済センサス - 基礎調査(平成25年承認)(総務省)	7
	特定サービス産業実態調査(平成25年承認)(経済産業省)	9
	経済産業省生産動態統計調査(平成25年承認)(経済産業省)	18
3	一般統計調査の承認	20
	若年者雇用実態調査(平成25年承認)(厚生労働省)	20
	国際比較プログラムに関する小売物価調査(平成25年承認)(総務省)	23
	東京都市圏物資流動調査(平成25年承認)(国土交通省)	25
	障害者雇用実態調査(平成25年承認)(厚生労働省)	28
	雇用均等基本調査(平成25年承認)(厚生労働省)	31
	知的財産活動調査(平成25年承認)(経済産業省)	34
	子どもを守る地域ネットワーク等調査(平成25年承認)(厚生労働省)	36
	国民健康・栄養調査(平成25年承認)(厚生労働省)	37
	労働安全衛生調査(平成25年承認)(厚生労働省)	39
	青少年のインターネット利用環境実態調査(平成25年承認)(内閣府)	43
	能力開発基本調査(平成25年承認)(厚生労働省)	45
	介護事業実態調査(平成25年承認)(厚生労働省)	48
4	一般統計調査の中止	54
	園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査(平成25年通知)(農林水産省)	) 54
5	届出統計調査の受理	55
(	1) 新規	55
	耕畜連携畜産たい肥利用促進調査 (平成25年届出)(奈良県)	55
	人権に関する県民意識調査(平成25年届出)( 佐賀県 )	56
	精神障害者の暮らしや受診状況の実態等に関する調査(平成25年届出)(奈良県)	57 (

北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年届出)(	北九
州市)	58
福岡市障がい児・者等実態調査(平成25年届出)(福岡市)	61
北海道アイヌ生活実態調査(平成25年届出)(北海道)	64
宮城県ひとり親世帯等実態調査(平成25年届出)(宮城県)	66
県政テレビに関するアンケート調査(平成25年届出)(鳥取県)	68
堺市の製造業・運輸業に関するアンケート調査(平成25年届出)( 堺市)	69
奈良県子育て実態調査(平成 2 5 年届出 ) ( 奈良県 )	70
相模原市営霊園整備調査(平成25年届出)( 相模原市)	71
宮城県産業廃棄物等実態調査(平成25年届出)(宮城県)	72
愛知県環境学習等行動計画に関するアンケート(平成25年届出)(愛知県)	75
保育士実態調査(平成25年届出)(奈良県)	78
堺市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査(平成25年届出)( 堺市	) 79
神戸市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査(平成25年届出)	(神
戸市)	80
第12期 市政アドバイザー 第2回意識調査 (平成25年届出)(神戸市)	83
北見網走都市圏総合都市交通体系調査(パーソントリップ調査)(平成25年届	出)
(北海道)	84
子ども・子育て支援に関するアンケート調査(平成25年届出)( 岡山市)	86
保護者の就労状況等に関するアンケート(平成25年届出)( 岡山市)	87
札幌市市内におけるPCB廃棄物の実態把握調査(平成25年届出)(札幌市)	88
(2) 変更	89
市町村民経済計算作成のための基礎資料収集調査(平成25年届出)(宮城県)	89
労働環境等調査(平成25年届出)(栃木県)	90
大阪府景気観測調査(平成25年届出)(大阪府)	91
県民経済計算・市民経済計算作成のための基礎資料収集調査(平成25年届出)	(宮
城県)	93
財政状況調査(平成25年届出)(滋賀県)	94
新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査(平成25年届出)(新潟県・新潟市)	95
県民健康基礎調査(平成25年届出)(静岡県)	97
中小企業労働条件等実態調査(平成25年届出)(東京都)	99
ひとり親世帯等実態調査(平成25年届出)(名古屋市)	100
神戸市中央卸売市場 流通実態調査(平成25年届出)(神戸市)	101
神奈川県工業生産統計調査(平成25年届出)(神奈川県)	102
「中学校英数学力向上事業」に係るアンケート調査(平成25年届出)( 福井県 )	103
千葉県生活習慣に関するアンケート調査(平成25年届出)( 千葉県)	104

#### 〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法(昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。)第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法(平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。)により廃止された統計報告調整法(昭和 27 年法律第 148 号)の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあっては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあっては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法 下の指定統計のうち、新統計法施行の段階(平成21年4月1日)で引き続き作成されてい たものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査 以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、 本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

## 基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主 な 承 認 事 項	承認年月日
経済センサス 基礎調査	総務大臣	承(1) 事調新) 事調新)事別遣い別方社調を査ンの大し 変項年をののて出を更の情をのので出る の事に額所営れ、人の一系更のイ収 更の間把従事い向を更調及 東の間で出る更のイ収 更の間をののて出を更調及 大の一系更のイ収 リカー系更の大し をよの 事調象 をよの 事調象 をよの 事調象 をよの 事間象 をよの 事に対 をよの 事に対 をよの の の の の の の の の の の の の の	H25.8.6
特定業実態調査	経済産業大臣	承記事項のでは、	H25.8.21
経 済 産 業 省 生産動態統計調査	経済産業大臣	承認事項の変更 (1) 調査票の廃止・統合 「機械器具月報(その 42)二輪自動車及び部品 (調査票番号 2420)」、「機 械器具月報(その 49)武 器(調査票番号 2490)」の 2 調査票を廃止し、「セメ	H25.8.23

ント月報(調査票番号 7220)」と「セメント製品 月報(調査票番号 7340)」 を統合。 (2) 調査項目の変更 4調査票(「機械器具月 報(その28)回転電気機 械(航空機用のものを除 く)(調査票番号 2280)」 等)の調査項目に3項目 (「受入」等)を新設 等 (3) 調査対象品目の変更 5調査票(「機械器具月 報(その32)電球、配線及 び電気照明器具(調査票 番号 2320)」等) において 6品目(「LED器具(自動 車用を除く)」等)を新設 等 (4) その他 4調査票(「機械器具月 報(その37)電子計算機 及び関連装置(調査票番 号 6160)」等 )、3調査項 目(「製品-ニット製・織 物製」の通し番号等)及 び5調査対象品目(「自動 車用タイヤ」等)につい て名称を変更 等

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

## 一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称			実於	色者		
H25.8.5	若年者雇用実態調査	厚	生	労	働	大	臣
H25.8.6	国際比較プログラムに関する小売物価調査	総	Ž	務	大		臣
H25.8.6	東京都市圏物資流動調査	国	±	交	通	大	臣
H25.8.7	障害者雇用実態調査	厚	生	労	働	大	臣
H25.8.7	雇用均等基本調査	厚	生	労	働	大	臣
H25.8.19	知的財産活動調査	経	済	産	業	大	臣
H25.8.21	子どもを守る地域ネットワーク等調査	厚	生	労	働	大	臣
H25.8.21	国民健康・栄養調査	厚	生	労	働	大	臣
H25.8.21	労働安全衛生調査	厚	生	労	働	大	臣
H25.8.23	青少年のインターネット利用環境実態調査	内	閣	総	理	大	臣
H25.8.23	能力開発基本調査	厚	生	労	働	大	臣
H25.8.30	介護事業実態調査	厚	生	労	働	大	臣

## 一般統計調査の中止

通知年月日	統計調査の名称	実施者
H25.8.23	園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査	農林水産大臣

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止について掲載したものである。

## 届出統計調査の受理

## \_(\_1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者				
H25.8.1	耕畜連携畜産たい肥利用促進調査	奈	良	県	知	事
H25.8.5	人権に関する県民意識調査	佐	賀	県	知	事
H25.8.9	精神障害者の暮らしや受診状況の実態等に関する調査	奈	良	県	知	事
H25.8.12	北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査	北	九	州	市	長
H25.8.12	福岡市障がい児・者等実態調査	褔	岡		市	長
H25.8.13	北海道アイヌ生活実態調査	北	海	道	知	事
H25.8.14	宮城県ひとり親世帯等実態調査	宮	城	県	知	事
H25.8.21	県政テレビに関するアンケート調査	鳥	取	県	知	事
H25.8.21	堺市の製造業・運輸業に関するアンケート調査	堺		市		長
H25.8.22	奈良県子育て実態調査	奈	良	県	知	事
H25.8.22	相模原市営霊園整備調査	相	模	原	市	長
H25.8.23	宮城県産業廃棄物等実態調査	宮	城	県	知	事
H25.8.23	愛知県環境学習等行動計画に関するアンケート	愛	知	県	知	事
H25.8.26	保育士実態調査	奈	良	県	知	事
H25.8.26	堺市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査	堺		市		長
H25.8.26	神戸市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査	神	戸		市	長
H25.8.28	第12期 市政アドバイザー 第2回意識調査	神	戸		市	長
H25.8.29	北見網走都市圏総合都市交通体系調査(パーソントリップ調査)	北	海	道	知	事
H25.8.29	子ども・子育て支援に関するアンケート調査	岡	Щ		市	長
H25.8.29	保護者の就労状況等に関するアンケート	岡	Щ		市	長
H25.8.30	札幌市市内におけるPCB廃棄物の実態把握調査	札	幌		市	長

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

### (2) 変更

受理年月日	統計調査の名称			実施者		
H25.8.2	市町村民経済計算作成のための基礎資料収集調査	宮	城	県	知	事
H25.8.2	労働環境等調査	栃	木	県	知	事
H25.8.7	大阪府景気観測調査	大	阪	府	知	事
H25.8.9	県民経済計算・市民経済計算作成のための基礎資料収集調査	宮	城	県	知	事
H25.8.9	財政状況調査	滋	賀	県	知	事

H25.8.12	新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査	新》	舄県知	事、	新潟市	市長
H25.8.15	県民健康基礎調査	静	岡	県	知	事
H25.8.16	中小企業労働条件等実態調査	東	京	都	知	事
H25.8.19	ひとり親世帯等実態調査	名	古	屋	市	長
H25.8.19	神戸市中央卸売市場 流通実態調査	神	F	5	市	長
H25.8.21	神奈川県工業生産統計調査	神	奈	<b>Ш</b>	果 知	事
H25.8.21	「中学校英数学力向上事業」に係るアンケート調査	福	井	県	知	事
H25.8.26	千葉県生活習慣に関するアンケート調査	千	葉	県	知	事
H25.8.29	仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査	愛	媛	県	知	事
H25.8.30	神奈川県働く環境に関する事業所調査	神	奈	川	果 知	事

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 経済センサス-基礎調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年8月6日

【実施機関】 総務省統計局経済基本構造統計課

【目 的】 本調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母 集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業 所 及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにする こ とを目的とする。

【調査の構成】 1-甲調査票 2-乙調査票

【公表】 インターネット及び印刷物及び閲覧

#### 【調査票名】 1-甲調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)調査対象の範囲 日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所(物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。)のうち、次の各号に掲 げる事業所を除く事業所(以下「調査事業所」という。)(ア)大分類A-農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るもの、(イ)大分類B-漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの、(ウ)大分類N-生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類 79-その他の生活連サービス業(小分類 792-家事サービス業に限る。)に属する事業所、(エ)大分類R-サービス業(他に分類されないもの)のうち、中分類 96-外国公 務に属する事業所 (抽出枠)国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)6,200,000 (配布)調査員・郵送・ オンライン (取集)調査員・郵送・オンライン (記入)自計 (把握時) 調査実施年7月1日現在 (系統)1.調査員による調査:総務省-都道府 県-市町村(特別区を含む。)-統計調査員-報告者、2.本社一括調査: 総務省- 民間事業者-報告者(都道府県・市 特別区を含む。)

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)調査実施年6月から7月まで

【調査事項】 "1.事業所に関する集計、(1)名称、(2)電話番号、(3)所在地、(4) 開設時期、(5)従業者数、(6)事業の種類、(7)業態、(8)単独事業所・本所・支所の別、(9)年間総売上(収入)金額、2.企業に関する集計、(1) 経営組織、(2) 資本金等の額、(3) 外国資本比率、(4)決算月、(5)持株会社か否か、(6)親会社の有無、(7)親会社の名称、(8)親会社の所在地及び電話番号、(9)子会社の有無及び子会社の数、(10)組織全体の常用雇用者数、(11)組織全体の主な事業の内容、(12)国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数、(13)本

所の名称、(14)本所の所在地及び電話番号、(15)年間総売上(収入) 金額

#### 【調査票名】 2 - 乙調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)調査対象の範囲 日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所(物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。)のうち、次の各号に掲 げる事業所を除く事業所(以下「調査事業所」という。)(ア)大分類A-農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るもの、(イ)大分類B-漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの、(ウ)大分類N-生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類 79-その他の生活連サービス業(小分類 792-家事サービス業に限る。)に属する事業所、(エ)大分類R-サービス業(他に分類されないもの)のうち、中分類 96-外国公 務に属する事業所 (抽出枠)国及び地方公共団体の調査事業所
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)160,000 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年7月1日現在 (系統)1.国の調査事業所:総務省-報告者、2.都道府県の調査事業所:総務省-都道府県-報告者、3.市町村の調査事業所:総務省-都道府県-市町村-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)調査実施年6月から7月まで

【調査事項】 1 (1)名称(2) 電話番号(3) 所在地(4)職員数(5) 事業の種類(6) 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地 【調査名】 特定サービス産業実態調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年8月21日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

- 【目 的】 本調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の 基礎資料を得ることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、昭和48年に「昭和48年特定サービス業実態調査」の名称で実 施され、対象業種は、毎年調査業種(物品賃貸業、情報サービス業、広告業)と 年次別にローテーションする業種(知識関連産業、余暇関連産業、公害関連産業) によって構成されていたが、昭和54年からはさらに行政上必要な業種を追加し ていくこととし、調査の名称も「特定サービス産業実態調査」に改められた。 ま た、平成3年から平成11年までは、1.毎年調査業種(5業種) 2.周期調 査業種(3年周期で10業種) 3.選択調査業種(毎年1から2業種)のパタ ーンにより実施され、平成12年からは、調査業種を「ビジネス支援産業」、「娯 楽関連産業」及び「教養・生活関連産業」の3つのカテゴリーに分割し、各カテ ゴリーを原則として、3年に1回調査を行うこととした。平成18年には、1. 母集団情報を従来の業界団体名簿から事業所・企業統計調査名簿に変更するとと もに、調査対象業種の分類区分を日本標準産業分類の小分類レベルに統一する、 2.調査周期については、従来一部業種を除き3年周期であったものをすべての 業種について毎年調査する、3.平成18年調査はビジネス支援産業の7業種を 対象とする等の改正が行われ、実施された。平成18年調査における改正の基本 的な考え方に即し、平成19年には4業種を、平成20年には10業種、平成2 1年には7業種を調査対象業種に追加するよう改正が行われた。(計28業種) さらに、平成22年には、調査方法としてオンライン調査が追加された。平成2 3年及び24年調査は、経済センサス-活動調査の実施に伴い、調査を中止する こととなった。
- 【調査の構成】 1-ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット附随サービス業調査票 2-物品賃貸業調査票 3-広告業調査票 4-映像情報制作・配給業調査票 5-クレジットカード業,割賦金融業調査票 6-デザイン業・機械設計業調査票 7-計量証明業調査票 8-音声情報制作業調査票 9-新聞業調査票 10-出版業調査票 11-映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査票 12-機械修理業、電気機械器具修理業調査票 13-冠婚葬祭業調査票 14-映画館調査票 15-興行場,興行団調査票 16-スポーツ施設提供業調査票 17-公園,遊園地・テーマパーク調査票 18-学習塾調査票 19-教養・技能教授業調査票
- 【公 表】 インターネット及び印刷物及び閲覧

- 【備 考】 今回の変更は、調査全体として、調査系統の見直し、民間委託の範囲の拡大、 東日本大震災への対応として行った調査対象地域の除外の一部解除等。
- 【調査票名】 1 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット附随 サービス業調査票
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」を営む事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査結果名簿
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)8,176/23,797 (配布)郵 送、オンライン (取集)郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)平 成26年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査 実施年の前年1月1日~12月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者 オンラインによる報告が可能
  - 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査事業所:調査実施年の7月31日、一 括調査企業:調査実施年の8月15日
  - 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、 4.年間売上高、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用及 び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

#### 【調査票名】 2 - 物品賃貸業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「その他の物品賃貸業」を営む事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)全数及び無作為抽出 (客体数)11,217/22,957 (配布)郵送、オンライン (取集)郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日~12月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者 オンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査事業所:調査実施年の7月31日、一 括調査企業:調査実施年の8月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、 4.フランチャイズ、5.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、6. 従業者数、7.年間売上高、契約高、8.年間契約件数、9.保有数量等

#### 【調査票名】 3-広告業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類「広告業」を営む事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査 結果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,021/9,856 (配布)郵送、 オンライン (取集)郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)平成2 6年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施 年の前年1月1日~12月31日までの1年間によって行う。 (系統)経 済産業省-民間事業者-報告者、 オンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査事業所:調査実施年の7月31日、一 括調査企業:調査実施年の8月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、4.年間売上高、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

#### 【調査票名】 4 - 映像情報制作・配給業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 「映像情報制作・配給業」を営む企業 (抽出枠)平成21年経済センサス - 基礎調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)948/2,518 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日~12月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査実施年の7月31日
- 【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.企業の事業形態、4.年間売上高、5.映画・テレビ番組及びビデオ制作本数等、6.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数
- 【調査票名】 5 クレジットカード業,割賦金融業調査票
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 「クレジットカード業,割賦金融業」を営む企業 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査結果名簿
  - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)291 (配布)郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日~1

2月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査実施年の7月31日

【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.企業の系統、4. 年間売上高(年間取扱高) 5.会員数等、6.年間営業費用及び年間営業 用固定資産取得額、7.従業者数

#### 【調査票名】 6 - デザイン業・機械設計業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類「デザイン業」「機械設計業」を営む事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,579/12,788 (配布)郵送、オンライン (取集)郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日~12月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者 オンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査事業所:調査実施年の7月31日、一 括調査企業:調査実施年の8月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、 4.年間売上高、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用及 び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

#### 【調査票名】 7-計量証明業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類「計量証明業」を営む事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)542 (配布)郵送、オンライン (取集) 郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日~1 2月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者 オンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査事業所:調査実施年の7月31日、一 括調査企業:調査実施年の8月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、 4.年間売上高、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用及 び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

- 【調査票名】 8-音声情報制作業調査票
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 「音声情報制作業」を営む企業 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎 調査結果名簿
  - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)157 (配布)郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日~1 2月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査実施年の7月31日

【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.企業の事業形態、 4.年間売上高等、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用 及び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

#### 【調査票名】 9-新聞業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 「新聞業」を営む企業 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査結果 名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)568/985 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日~12月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査実施年の7月31日

【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.企業の事業形態、 4.年間売上高等、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用 及び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

#### 【調査票名】 10-出版業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 「出版業」を営む企業 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査結果 名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,787/3,219 (配布)郵送・ オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成2 6年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施 年の前年1月1日~12月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間 事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査実施年の7月31日

【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.企業の系統、4. 年間売上高等、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用及び 年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

【調査票名】 11-映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」を営む企業 (抽出枠) 平成21年経済センサス-基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)601/829 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日~12月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査実施年の7月31日

【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.企業の事業形態、4.年間売上高等、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

【調査票名】 12-機械修理業、電気機械器具修理業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類「機械修理業(電気機械器具を除く)」、「電気機械器具修理業」を営む事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,471/16,965 (配布)郵送、オンライン (取集)郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日~12月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者 オンラインによる報告が可能

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査事業所:調査実施年の7月31日、一 括調査企業:調査実施年の8月15日

【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別等、4.年間売上高、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

【調査票名】 13- 冠婚葬祭業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分

- 類「冠婚葬祭業」を営む事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎 調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,986/9,170 (配布)郵送、 オンライン (取集)郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)平成2 6年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施 年の前年1月1日~12月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間 事業者-報告者 オンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査事業所:調査実施年の7月31日、一 括調査企業:調査実施年の8月15日
- 【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、4.フランチャイズ、5.年間売上高、6.年間取扱件数、7.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、8.従業者数

#### 【調査票名】 14-映画館調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類「映画館」を営む事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)584 (配布)郵送、オンライン (取集) 郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日~1 2月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者 オンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査事業所:調査実施年の7月31日、一 括調査企業:調査実施年の8月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、 4.年間売上高、5.入場者数及び公開本数、6.施設、7.系列・立地環 境等、8.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、9.従業者数

#### 【調査票名】 15-興行場,興行団調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類「興行場(別掲を除く),興行団」を営む事業所 (抽出枠)平成21年 経済センサス-基礎調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,024/2,333 (配布)郵送、 オンライン (取集)郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)平成2 6年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施 年の前年1月1日~12月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間

事業者 - 報告者 オンラインによる報告が可能

- 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査事業所:調査実施年の7月31日、一 括調査企業:調査実施年の8月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、 4.事業の形態等、5.年間売上高等、6.年間営業費用及び年間営業用固 定資産取得額、7.従業者数
- 【調査票名】 16-スポーツ施設提供業調査票
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類「スポーツ施設提供業」を営む事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査結果名簿
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,861/16,759 (配布)郵 送オンライン (取集)郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日~12月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者 オンラインによる報告が可能
  - 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査事業所:調査実施年の7月31日、一 括調査企業:調査実施年の8月15日
  - 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、4.フランチャイズ、5.事業の形態等、6.年間売上高、7.施設キャパシティ、年間営業日数、年間利用者数等、8.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、9.従業者数
- 【調査票名】 17-公園,遊園地・テーマパーク調査票
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類「公園,遊園地」を営む事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査結果名簿
  - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)405 (配布)郵送、オンライン (取集) 郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日~1 2月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者 オンラインによる報告が可能
  - 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査事業所:調査実施年の7月31日、一 括調査企業:調査実施年の8月15日
  - 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、 4.年間売上高、5.総敷地面積、駐車場の台数及び保有施設、6.入場料

及び年間入場者数等、7.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、8. 従業者数

#### 【調査票名】 18-学習塾調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類「学習塾」を営む事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)4,765/50,086 (配布)郵送、オンライン (取集)郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日~12月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者 オンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査事業所:調査実施年の7月31日、一 括調査企業:調査実施年の8月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、4.フランチャイズ、5.年間売上高、6.講座数、受講生数等、7.入会金・講座単価等、8.インターネットを利用した指導方法の採用の有無、9.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、10.従業者数

#### 【調査票名】 19-教養・技能教授業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類「教養・技能教授業」を営む事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,928/90,137 (配布)郵送、オンライン (取集)郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年7月1日現在。ただし、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日~12月31日までの1年間 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者 オンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)調査事業所:調査実施年の7月31日、一 括調査企業:調査実施年の8月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、 4.フランチャイズ、5.年間売上高、6.講座数、受講者数等、7.受講 料及び入会金等、8.前受金、9.教室・施設の床面積、10.年間営業費 用及び年間営業用固定資産取得額、11.従業者数

【調查名】 経済産業省生産動態統計調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年8月23日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ

- 【目 的】 本調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料 を得ることを目的とする。
- 【沿 革】 生産動態統計調査は、昭和23年に、当時の連合国軍総司令部の要請を受け て、生産動態の把握及び経済統制下における物資の需給調整上の資料としての利 用を目的として開始された。昭和26年の経済統制の解除により物資の需給調整 という副次的利用目的が大幅に後退したのを契機として、昭和28年に経済統計 への移行に重点を置いた大幅改正が行われた。その後の大きな改正としては、昭 和48年のコンピュータ処理化に伴う統計の体系整備のための調査品目、調査項 目の簡素化、昭和56年の商鉱工業エネルギー消費統計調査(現在の「経済産業 省特定業種石油等消費統計調査」(基幹統計調査))の開始に伴うエネルギー関連 項目の簡素化が挙げられる。さらに平成12年1月分の調査からは、新世代統計 システムの導入に伴い、調査票様式、調査票の提出方法等の変更がなされている。 平成14年には、鉱工業生産における各製品の市場規模の変化等最近の産業構造 の変化を踏まえ、調査対象品目、調査事項、調査対象範囲及び調査票の見直しに 関する統一基準を定め、年間出荷額が低下している品目を削除する一方、最近成 長が見られる品目を追加する等の調査対象品目の変更を行うなどの大規模な変 更が行われている。平成16年には、印刷業に関する調査票が新設されている。 平成18年には、非鉄金属製品月報と光ファイバー製品月報の統合が行われた。 平成22年には、生産規模が縮小等した調査対象品目を削除及び統合するととも に、調査事項のうち「燃料・電力」の廃止、「労務」の「月末常用従業者数」を 「月末従事者数」に名称変更及び「月間実働延人員」の削除等の変更を行い、調 査対象品目数1,671品目、月報数111月報となった。

【調査の構成】 1 - それぞれの品目ごとの月報

- 【公 表】 インターネット及び印刷物(速報:翌月末、確報:翌々月中旬、年報:翌年 6月)
- 【備 考】 今回の変更は、「調査票」、調査項目、「調査品目」、「調査対象品目」等の変更による。

【調査票名】 1 - それぞれの品目ごとの月報

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)1.別表第1に掲げる鉱産物及 び工業品(以下「生産品目」という。)を生産(加工を含む。)する者であっ て、別表第1で生産品目別に掲げる範囲に属する事業所、2.前項に掲げる 事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は前項に掲げる事業 所へ生産品目について生産の委託を行っている事業所であって、別表第1で 生産品目別に掲げる範囲に属する事業所(以下「特定事業所」という。) (抽 出枠)規模以上悉皆調査

- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)17,000 (配布)郵送・調査員・オンライン(電子メール) (取集)郵送・調査員・オンライン(電子メール) (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)1.経済産業省-都道府県-調査員-報告者、2.経済産業省-経済産業局-調査員-報告者、3.経済産業省-都道府県-報告者、4.経済産業省-経済産業局-報告者、5.経済産業省-報告者
- 【周期・期日】 (周期)毎月(平成26年1月調査以降) (実施期日)翌月10日(対 経済産業局長及び都道府県知事) 翌月15日(対経済産業大臣)
- 【調査事項】 1.生産、2.受入、3.消費、4.出荷、5.在庫、6.原材料、7. 従事者、8.生産能力及び設備

一般統計調査の承認

【調查名】 若年者雇用実態調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年8月5日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用·賃金福祉統計課

- 【目 的】 本調査は、事業所における若年労働者の雇用状況、若年労働者の就業に関する意識など若年者の雇用実態について、事業所側、労働者側の双方から把握することにより、若年者の雇用に関する諸問題に的確に対応した施策の立案等に資することを目的とする。
- 【調査の構成】 1-平成25年若年者雇用実態調査(事業所票) 2-平成25年若年 者雇用実態調査(個人票)
- 【公 表】 「調査結果の概況」(平成26年8月までに),「調査結果報告書」(平成27 年3月までに)
- 【調査票名】 1-平成25年若年者雇用実態調査(事業所票)
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる1.鉱業,採石業,砂利採取業,2.建設業,3.製造業,4.電気・ガス・熱供給・水道業,5.情報通信業,6.運輸業,郵便業,7.卸売業,小売業,8.金融業,保険業,9.不動産業,物品賃貸業,10.学術研究,専門・技術サービス業,11.宿泊業,飲食サービス業,12.生活関連サービス業,娯楽業(家事サービス業を除く。),13.教育,学習支援業,14.医療,福祉,15.複合サービス事業,16.サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)に属し,常用労働者を5人以上雇用している事業所。 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)17,000/1,900,000 (配 布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日 現在 (系統)厚生労働省-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)不定期 (実施期日)平成25年9月27日~10月15日
  - 【調査事項】 1.事業所の属性(1)事業所が属する企業規模、事業所の常用労働者数、(2)労働者派遣事業の有無、(3)就業形態・性・雇用期間の定めの有無別労働者数、2.就業形態別労働者数(正社員、正社員以外の労働者)(若年労働者)、3.過去1年間における若年労働者の採用について(1)正社員の採用の有無及び採用した者の最終卒業学校(新規学卒者、中途採用者)、採用人数、(2)採用選考にあたって重視した点(新規学卒者、中途採用者)、(3)正社員以外の労働者の採用の有無及び採用した者の最終卒業学校(学校卒業後1年以内、それ以外)、採用人数、4.若年者を受け入れるために実施している又は実施予定(検討中)の制度、5.若年労働者の定着状況の

変化(1)過去1年間における若年労働者の自己都合退職者の有無及び自己 都合退職者数(正社員、正社員以外の労働者)(2)自己都合により退職し た若年労働者数の変化(正社員、正社員以外の労働者) 6.若年労働者の 定着のための対策について(1)正社員の定着のために実施している対策の 有無、内容及び最も効果のある対策、(2)正社員以外の労働者の定着のた めに実施している対策の有無、内容及び最も効果のある対策、7.若年労働 者に期待する勤続期間階級(正社員(新規学卒者、中途採用者) 正社員以 外の労働者 ) 8. 若年労働者の育成について(1)育成方針(正社員(新 規学卒者、中途採用者 ) 正社員以外の労働者、派遣労働者 ) (2)育成方 法(正社員(新規学卒者、中途採用者) 正社員以外の労働者、派遣労働者) (3)育成目標(正社員(新規学卒者、中途採用者) 正社員以外の労働者、 派遣労働者 ) 9.正社員以外の労働者の正社員への転換について(1)正 社員以外の労働者を正社員へ転換させる制度の有無、(2)過去3年間にお ける若年労働者の正社員への転換制度の実績(有無、採用人数)(3)若年 労働者を正社員へ転換させる際に重視するもの、(4)若年労働者を正社員 へ転換するために実施している人材育成、10.フリーターについて(1) フリーターの採用、応募状況、(2)フリーターの評価、(3)フリーターを 採用する際に重視するもの、11.学校、行政等に対する要望

#### 【調査票名】 2-平成25年若年者雇用実態調査(個人票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)日本標準産業分類に掲げる1.鉱業,採石業,砂利採取業,2.建設業,3.製造業,4.電気・ガス・熱供給・水道業,5.情報通信業,6.運輸業,郵便業,7.卸売業,8.金融業,保険業,9.不動産業,物品賃貸業,10.学術研究,専門・技術サービス業,11.宿泊業,飲食サービス業,12.生活関連サービス業,娯楽業(家事サービス業を除く。),13.教育,学習支援業,14.医療,福祉,15.複合サービス事業,16.サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)に属し,常用労働者を5人以上雇用している事業所において就業している若年労働者。 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)31,000/15,000,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日 現在 (系統)厚生労働省-民間事業者-事業所調査対象事業所-報告者(配布)報告者-厚生労働省(回収)

【周期・期日】 (周期)不定期 (実施期日)平成25年10月11日~11月30日 【調査事項】 1.個人の属性(1)性、年齢階級、(2)同居家族の有無及び同居家族 の続柄、(3)主な収入源、(4)最終学歴または在学の状況、2.働いてい る理由、3.職業能力の向上・習得について(1)これまでの職業生活にお いて受けた研修・教育訓練(職場を通じて受けたもの、自ら受けたもの)(2) どのような効果があったか、(3)ジョブ・カードの活用の有無及び周知状 況、(4)職業能力習得・向上の必要性、(5)職業能力習得・向上の形、(6) 職業能力を自ら習得・向上させるための具体的な方法等、4.資格・免許に ついて(1)仕事に役立つ免許の有無、必要性、(2)資格・免許の内容、 5 .現在の就業状況について(1)就業形態、(2)正社員になった経緯、(3) 現在の就業形態での在籍期間階級、(4)職種、(5)平成25年9月の賃金 総額、(6)9月最後の1週間の実労働時間数階級、(7)職業生活の評価、 6.今後の職業生活について(1)希望する職業生活のコース、(2)転職 の希望、(3)転職を希望する時期、(4)転職しようと思う理由、7.今後 の就業についての希望、8.これまでの就業について(1)最終学校卒業か ら1年間の状況、(2)正社員以外の労働者として就職した主な理由、(3) 無業だった主な理由、(4)現在の会社に就職するまでの状況、(5)正社員 経験の有無、9.初めて就職する会社を選択する際に重視した項目、10. 初めて就職した会社を決定する際に参考とした意見、11.学校での職業指 導の有用性、12.初めて就職した会社の現在の勤務の有無、13.初めて 就職した会社での職種、14.初めて就職した会社の離職理由、15.初め て就職した会社の勤続期間階級、16.今までに就職した会社数、17.転 職経験の活用状況

【調査名】 国際比較プログラムに関する小売物価調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年8月6日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室

- 【目 的】 本調査は、国際比較に必要な商品の小売価格及びサービス料金を調査し、OECDが主宰する「国際比較プログラム」(ICP)に対して、各国通貨の購買力平価による国内総生産(GDP)の実質比較を行うための基礎資料を提供することを目的とする。
- 【沿 革】 国際比較プログラムは、国連統計委員会の勧告に基づき、国連統計部により 1969年に開始された。我が国は、第3期事業(1975年対象)以降これに 参加し、関係各府省の協力の下に、調査対象品目の価格データ、支出ウェイトの データの提供を行っている。第4期事業(1980年対象)からは、参加国数の 増加等の理由から参加国をいくつかの地域・グループに分けそれぞれの地域等で 比較事業を行い、国連統計部(1985年からは世界銀行)が地域等の比較結果 を連結し、世界比較結果をまとめる方式がとられている。第6期事業(1993年対象)終了後、事業実施のための資金の不足等から事業が停滞していたが、事業実施体制等の再構築が行われ、世界銀行主導で世界153か国を比較対象とした ICP事業(2005年を基準年とする2003~2006年ラウンド)が再開され、我が国もこれに参加することとなった。また、我が国は、OECDと欧州連合統計局(Eurostat)が共同主宰する「購買力平価(PPP)算出プログラム事業」にも参加している。購買力平価(PPP)算出プログラム事業は、世界比較事業とは独立して3年周期で実施されており、現在2011年ラウンド(2009~2011年)の調査を実施中である。

【調査の構成】 1 - 国際比較プログラムに関する小売物価調査票

【公表】 インターネット(OECDが定める期日(2016年末日予定))

【備 考】 今回の変更は調査事項の品目・銘柄の変更及び調査の報告を求める期間の変更。

【調査票名】 1 - 国際比較プログラムに関する小売物価調査票

【調査対象】 (地域)東京都区部 (単位)事業所 (属性)東京都区部の小売業を行っている事業所 (抽出枠)"事業所母集団データベースを使用し、国際比較プログラムに関する小売物価調査の対象事業所を従業者規模別に層別抽出して作成した調査名簿より、調査品目・銘柄を販売している3事業所を、従業者規模の大きい順に、指定数が選定できるまで順次選定する。

【調查方法】 (選定)有意抽出 (客体数)100 (配布)職員 (取集)職員 (記入)他計 (把握時)調查実施日現在 (系統)総務省統計局-報告者

【周期・期日】 (周期)不定期 (実施期日)平成25年8月26日~9月30日 【調査事項】 OECDから価格データ提供の依頼があった「家庭用品等」に係る品目・ 銘柄の小売価格及びサービス料金 【調査名】 東京都市圏物資流動調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年8月6日

【実施機関】 国土交通省都市局都市計画課都市計画調査室

- 【目 的】 本調査は、東京都市圏の物流交通の実態を総合的に把握するため、都市圏の物の動きについて、事業所属性、物資の品目、発着施設、輸送手段、中継の場所等について多面的に捉え、総合的な都市交通計画の基礎資料を得ることを目的とするものである。
- 【沿 革】 東京都を中心とした地域は、日本の中心として産業、都市機能が集積し、交通基盤の整備も進んでおり、物の動きが都県境を越えて広域に及んでいる(当該地域を国土交通省では、「東京都市圏」と呼称している)。本調査は、国土交通省が、当該地域における総合的な都市交通計画を検討する上での基礎資料とすることを目的に、昭和47年からおおむね10年周期で実施するものであり、今回で5回目の調査となる。

【調査の構成】 1-事業所機能調査票(運輸業) 2-事業所機能調査票(荷主)

【公 表】 インターネット (国土交通省のホームページ、政府統計の総合窓口「e-S tat」)により公表

#### 【調査票名】 1-事業所機能調査票(運輸業)

- 【調査対象】 (地域)東京都市圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の全域及び茨城県・栃木県・群馬県の一部) (単位)事業所 (属性)本標準産業分類に掲げる「44道路貨物運送業」、「45水運業」、「46航空運輸業」、「47倉庫業」及び「48運輸に附帯するサービス業」に属する事業所。 上記範囲のうち「45水運業」、「46航空運輸業」及び「48運輸に附帯するサービス業」は従業員規模5人以上の事業所。 (抽出枠)平成21年経済センサス(基礎調査)の名簿を活用し、同調査の名簿より調査対象事業所を選定。
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1.報告者数:約18000事業所、2. 母集団数:31815事業所 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成25年10月、11月の平日1日(火・水・木曜日であって、祝祭日を除く1日とする。) (系統)国土交通省-1都6県5政令市-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)10年毎(直近の実施年は平成16年) (実施期日)10月 ~11月
- 【調査事項】 1.事業所属性、(1)事業所名、(2)所在地、(3)従業員数、(4)敷地の状況、(5)延床面積、(6)顧客の特性、(7)荷捌き駐車施設の有無・トラックの駐車可能台数、(8)事業所開設年、(9)施設種類、(10)事業所の機能、(11)主要な物流施設の建設年、(12)主要な物流施設の構

造、(13)立地の理由、2.物資活動属性、(1)搬出入の有無、(2)代表的な品目、(3)搬出(搬入)物資の目的地(出発地)(4)搬出(搬入) 圏域、(5)国際海上コンテナ利用、(6)在庫量、(7)在庫期間、 3..物流施設の発生集中量、(1)利用輸送手段別搬出(搬入)台数(2)利用輸送手段別搬出(搬入)台数(2)利用輸送手段別搬出(搬入)重量、(3)時刻指定されている物資の有無・割合、(4)満載に対する平均的な積載量の比率、 4.搬出先(搬入元)属性、(1)住所、(2)箇所数、(3)業種、(4)施設種類、5.物資属性、(1)重量、(2)品目、6.輸送特性(1)輸送手段、(2)中継地点名、(3)輸送に利用した貨物車の延べ台数、(4)国際海上コンテナ利用、7.積み込み地点(降ろした地点)属性(1)事業所を経由しない物資の輸送の有無、(2)住所、(3)箇所数、(4)業種、(5)施設種類、8.物資属性、(1)重量、(2)品目、9.輸送特性、(1)輸送手段、(2)輸送に利用した貨物車の延べ台数、(3)国際海上コンテナ利用

#### 【調査票名】 2-事業所機能調査票(荷主)

- 【調査対象】 (地域)東京都市圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の全域及び茨城県・栃木県・群馬県の一部) (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる「E製造業」、「I卸売業、小売業」、「76飲食店」、「77持ち帰り・配達飲食サービス業」、「811等通洗濯業」、「7813リネンサプライ業」、「881一般廃棄物処理業」、「882産業廃棄物処理業」、「891自動車整備業」、「901機械修理業(電気機械器具を除く)」及び「929他に分類されない事業サービス業」に属する事業所。 上記範囲の産業分類の事業所のうち従業員規模5人以上の事業所。 「I卸売業、小売業」のうち小売業(中分類56~61)、「76飲食店」、「77持ち帰り・配達飲食サービス業」は、従業員規模5人以上の事業所のうち、主要企業の本社事業所に調査。(抽出枠)平成21年経済センサス(基礎調査)の名簿を活用し、同調査の名簿より調査対象事業所を選定。
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出、有意抽出 (客体数)1.報告者数:約93000 事業所、2.母集団数:384270事業所 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成25年10月、11月の平日1日(火・水・木曜日であって、祝祭日を除く1日とする。) (系統)国土交通省-1都6県5政令市-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)10年毎(直近の実施年は平成16年) (実施期日)10月 ~11月
- 【調査事項】 1.事業所属性、(1)事業所名、(2)所在地、(3)従業員数、(4)敷 地の状況、(5)延床面積、(6)荷捌き駐車施設の有無・トラックの駐車可

能台数、(7)事業所開設年、(8)施設種類、(9)事業所の機能、(10)主要な物流施設の建設年、(11)主要な物流施設の構造、(12)立地の理由、2.物資活動属性、(1)搬出入の有無、(2)代表的な品目、(3)搬出(搬入)物資の目的地(出発地)、(4)搬出(搬入)圏域、(5)物資の種類(6)国際海上コンテナ利用、(7)在庫量、(8)在庫期間、3..物流施設の発生集中量、(1)利用輸送手段別搬出(搬入)台数(2)利用輸送手段別搬出(搬入)台数(2)利用輸送手段別搬出(搬入)重量、(3)時刻指定されている物資の有無・割合、(4)満載に対する平均的な積載量の比率、4.搬出先(搬入元)属性、(1)住所、(2)箇所数、(3)業種、(4)施設種類、5.物資属性、(1)重量、(2)品目、6.輸送特性(1)輸送手段、(2)中継地点名、(3)輸送に利用した貨物車の延べ台数、(4)国際海上コンテナ利用

【調査名】 障害者雇用実態調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年8月7日

- 【実施機関】 厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課地域就労 支援室
- 【目 的】 本調査は、主要産業の民営事業所の事業主に対し、雇用している身体障害者、 知的障害者及び精神障害者の雇用者数、賃金、労働時間、職業、雇用管理上の措 置等を産業、事業所規模、障害の種類、程度、障害者の年齢、性別に調査すると ともに、雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者本人に対し、属 性、職場環境・職場生活、相談相手、将来の不安等を調査し、その実態を明らか にし、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資することを目的とする。
- 【調査の構成】 1 障害者雇用実態調査(事業所票)2 障害者雇用実態調査(個人票A)3 障害者雇用実態調査(個人票B)4 障害者雇用実態調査(個人票C)
- 【公表】「概要」(平成26年11月までに),「詳細」(平成27年2月までに)
- 【調査票名】 1-障害者雇用実態調査(事業所票)
  - 【調査対象】 (地域)全国(一部の地域を除く) (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる農業,林業,漁業,鉱業,採石業,砂利採取業,建設業,製造業,電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業,郵便業,卸売業,小売業,金融業,保険業,不動産業,物品賃貸業,学術研究,専門・技術サービス業,宿泊業,飲食サービス業(バー、キャバレー、ナイトクラブを除く),生活関連サービス業,娯楽業(生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く),教育,学習支援業,医療,福祉,複合サービス事業,サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)の大分類に属し、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所 (抽出枠)事業所母集団データベース
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)13,100/1,800,000 (配布)調査員・郵送 (取集)調査員・郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年11月1日現在(賃金及び労働時間については平成25年10月) (系統)厚生労働省-都道府県労働局-公共職業安定所-調査員(郵送)-調査対象事業所

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月1日~12月20日

【調査事項】 1.事業所に関する事項,2.身体障害者,知的障害者及び精神障害者の雇用状況,3.関係機関との連携について,4.関係機関への期待について,5.雇用上の課題等について,6.雇用上の配慮について,7.採用後に障害者となった従業員に関する配慮について,8.今後の障害者の雇用方針に

ついて

【調査票名】 2 - 障害者雇用実態調査(個人票A)

【調査対象】 (地域)全国(一部の地域を除く) (単位)個人 (属性)日本標準産業分類に掲げる農業,林業,漁業,鉱業,採石業,砂利採取業,建設業,製造業,電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業,郵便業,卸売業,小売業,金融業,保険業,不動産業,物品賃貸業,学術研究,専門・技術サービス業,宿泊業,飲食サービス業(バー、キャバレー、ナイトクラブを除く),生活関連サービス業,娯楽業(生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く),教育,学習支援業,医療,福祉,複合サービス事業,サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)の大分類に属し、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所に雇用されている身体障害者とする。 (抽出枠)事業所母集団データベースによって選定された事業所に雇用されている身体障害者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)21,500/448,000 (配布) 調査員・郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年11月 1日現在 (系統)厚生労働省-都道府県労働局-公共職業安定所-調査員 (郵送)-調査対象事業所-調査対象者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月1日~12月20日 【調査事項】 1.個人に関する事項,2.職場環境,職場生活について,3.相談相手 について,4.将来の不安について

【調査票名】 3-障害者雇用実態調査(個人票B)

【調査対象】 (地域)全国(一部の地域を除く) (単位)個人 (属性)日本標準産業分類に掲げる農業,林業,漁業,鉱業,採石業,砂利採取業,建設業,製造業,電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業,郵便業,卸売業,小売業,金融業,保険業,不動産業,物品賃貸業,学術研究,専門・技術サービス業,宿泊業,飲食サービス業(バー、キャバレー、ナイトクラブを除く)、生活関連サービス業,娯楽業(生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育,学習支援業,医療,福祉,複合サービス事業,サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)の大分類に属し、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所に雇用されている知的障害者とする。 (抽出枠)事業所母集団データベースによって選定された事業所に雇用されている知的障害者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,100/448,000 (配布) 調査員・郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年11月 1日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県労働局 - 公共職業安定所 - 調査員 (郵送) - 調査対象事業所 - 調査対象者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月1日~12月20日 【調査事項】 1.個人に関する事項,2.職場環境,職場生活について,3.相談相手 について,4.将来の不安について

#### 【調査票名】 4-障害者雇用実態調査(個人票C)

【調査対象】 (地域)全国(一部の地域を除く) (単位)個人 (属性)日本標準産業分類に掲げる農業,林業,漁業,鉱業,採石業,砂利採取業,建設業,製造業,電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業,郵便業,卸売業,小売業,金融業,保険業,不動産業,物品賃貸業,学術研究,専門・技術サービス業,宿泊業,飲食サービス業(バー、キャバレー、ナイトクラブを除く),生活関連サービス業,娯楽業(生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く),教育,学習支援業,医療,福祉,複合サービス事業,サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)の大分類に属し、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所に雇用されている精神障害者とする。 (抽出枠)事業所母集団データベースによって選定された事業所に雇用されている精神障害者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,100/448,000 (配布) 調査員・郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年11月 1日現在 (系統)厚生労働省-都道府県労働局-公共職業安定所-調査員 (郵送)-調査対象事業所-調査対象者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月1日~12月20日【調査事項】 1.個人に関する事項,2.職場環境,職場生活について,3.相談相手

について,4.将来の不安について

【調査名】 雇用均等基本調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年8月7日

【実施機関】 厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課

- 【目 的】 本調査は、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的 とする。
- 【沿 革】 本調査は、昭和61年度に「女子雇用管理調査」として調査を開始して以来、 平成18年度(昭和63年度から「女子雇用管理基本調査」、平成9年度から「女 性雇用管理基本調査」に名称変更)まで、主要産業における女性労働者の雇用管 理の実態等を総合的に把握することを目的として毎年実施していたが、「雇用の 分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和47年法 律第113号)の改正(平成19年4月施行)に伴い、平成19年度から、男女 の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握するための調査として、「雇用均等 基本調査」に名称変更して毎年実施されている。また、本調査は、昭和61年度 の調査開始以来、3つのテーマ(1)企業を対象とした女性雇用管理の実施状況、 (2)事業所を対象とした育児・介護休業制度等の実施状況、(3)事業所を対 象とした母性保護等の実施状況を年次ローテーション方式により実施された。し かし、平成21年度の調査実施に当たり、ポジティブ・アクションの取組企業割 合が女性の継続就業や能力開発支援策の目標値として、また、育児休業取得率が 仕事と家庭の両立支援策の目標値として掲げられたことから、これら施策の目標 達成年次までの実態を毎年把握することが求められた。その結果、従前の年次口 ーテーションによる調査体系の見直しを行い、ポジティブ・アクションの取組状 況を毎年把握する企業調査と、育児休業の取得状況を毎年把握する事業所調査が 同時に実施されることとなった。

【調査の構成】 1-企業票 2-事業所票

【公 表】 インターネット及び印刷物(概要:調査実施年の翌年7月、詳細:調査実施年の翌年12月)

【備 考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

#### 【調査票名】 1 - 企業票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を10人以上雇用している民営企業。「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業(ただし、生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複

合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの(外国公務を除く。)」 (抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/420,000 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(一部 の項目については、調査実施前年の4月1日~調査実施年3月31日までの 1年間の実績、又は調査実施前々年の10月1日~調査実施年9月30日ま での約2年間の実績) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月1日~10月31日

【調査事項】 1.企業の属性に関する事項(1)企業の名称及び所在地、(2)主な事業内容又は主要製品、(3)常用労働者数、(4)労働組合の有無、2.女性の雇用管理に関する事項(1)役職別の登用状況、(2)女性の管理職への登用を促進するための取組の内容、(3)女性の管理職が少ない又はいない理由、(4)ポジティブ・アクション(女性の活躍推進)の取組状況、(5)ポジティブ・アクションを推進することが必要と考える理由、効果があったと思われる事項、(6)ポジティブ・アクションの取組状況、取組事項又は取組予定の有無、(7)ポジティブ・アクションに取り組まない理由(注)上記のうち、毎年度継続して把握する調査事項は、1(1)~(4)2(4)・(7)

#### 【調査票名】 2-事業所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の 大分類に属し、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所。「鉱業,採 石業,砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」 「情報通信業」「運輸業,郵便業」「卸売業,小売業」「金融業,保険業」 「不動産業,物品賃貸業」「学術研究,専門・技術サービス業」「宿泊業, 飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業(ただし、生活関連サービ ス業のうち家事サービス業を除く。)」「教育,学習支援業」「医療,福祉」 「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を 除く。)」 (抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/1,610,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施前年の4月1日~調査実施年3月31日までの1年間の実績、又は調査実施前々年の10月1日~調査実施年9月30日までの約2年間の実績) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月1日~10月31日

【調査事項】 1.事業所の属性に関する事項(1)事業所の名称及び所在地、(2)主

な事業内容又は主要製品、(3)常用労働者数、(4)労働組合の有無、2. 育児・介護休業制度等に関する事項(1)出産者数、配偶者出産者数、うち 有期契約労働者数、育児休業制度の対象となる有期契約労働者数、(2)育 児休業者数、うち有期契約労働者数、(3)育児のための所定労働時間の短 縮措置等制度の有無、内容、最長取得期間、(4)介護休業制度の利用者数、 (5)介護の問題を抱えている従業員の把握、(6)仕事と介護の両立支援 を目的とした取組状況、取組事項、(7)介護を理由とした離職者数、3. 母性健康管理制度に関する事項(1)妊産婦の通院休暇に関する規定の有無 及び内容、(2)妊娠中の通勤緩和の措置に関する規定の有無及び内容、(3) 妊娠中の休憩に関する措置に関する規定の有無及び内容、(4)妊娠中又は 出産後の症状等に対応する措置に関する規定の有無及び内容、(5)母性健 康管理制度を利用した場合の賃金の取扱い、(6)妊娠中又は出産後の症状 等に対応する措置を利用したことによる不就業期間の取扱い、(7)妊産婦 の健康管理に関する相談体制、(8)母性健康管理制度の利用状況、4.短 時間正社員制度に関する事項(1)短時間正社員制度の有無(注)上記のう ち、毎年度継続して把握する調査事項は、1(1)~(4) 2(1)・(2) (ただし、有期契約労働者数、育児休業制度の対象となる有期契約労働者数 は除く) 2(3)及び4。

【調查名】 知的財産活動調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年8月19日

【実施機関】 経済産業省特許庁総務部企画調査課

- 【目 的】 本調査は、我が国企業等の知的財産活動の実態を把握するとともに、産業財産権審査体制の整備及び知的財産政策の企画立案のための基礎資料の作成を目的とする。
- 【沿 革】 平成16年度調査から、調査客体及び調査周期の見直しを行い、毎年調査を 行う対象を特許等の出願実績が5件以上の者とし、一方、1~4件の者について は、報告者負担軽減の観点から3年周期とした。

【調査の構成】 1-知的財産活動調査票(甲) 2-知的財産活動調査票(乙)

【公表】 印刷物及びインターネット(翌年4月)

【備 考】 今回の変更は、報告を求める者である。乙調査の報告者の抽出方法を有意抽 出から無作為抽出に変更した。

### 【調査票名】 1-知的財産活動調査票(甲)

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)法人、個人、大学及び公的研究機関 (属性)調査実施の前々年の特許・実用新案・意匠・商標の産業財産権の出願数のいずれかが5件以上である国内の法人、個人、大学及び公的研究機関等の出願人(抽出枠)前々年の出願人別出願件数表
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)6,400/60,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)産業財産権の出願件数に係る調査については調査実施の前年、産業財産権の出願件数以外の設問については報告者の直近の会計年度 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)配布予定日:毎年8月最終週、回収終了予定:毎年12月末日
- 【調査事項】 1.知的財産部門の活動状況、2.産業財産権制度の利用状況、3.産業財産権の実施状況、4.知的財産権侵害に関する訴訟

#### 【調査票名】 2-知的財産活動調査票(乙)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)法人、個人、大学及び公的研究機関 (属性)調査実施の前々年に特許・実用新案・意匠・商標の産業財産権の出願実績があり、上記の4産業財産権のすべてが4件以下である国内の法人、個人、大学及び公的研究機関等の出願人 (抽出枠)前々年の出願人別出願件数表を用いて業種別に層化を行う。このうち、大学及び公的研究機関については重点的に調査を実施する必要があるため、全数を選定し、大学及び公的研究機関以外の業種については業種別出願人数比率に応じて残りの報告者数を配分

した上で、ランダムサンプリング(無作為抽出)によって選定をする。

- 【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出 (客体数)4,700 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)産業財産権の出願件数に係る調査については調査実施の前年、産業財産権の出願件数以外の設問については報告者の直近の会計年度 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)配布予定日:毎年8月最終週、回収終了予定:毎年12月末日
- 【調査事項】 1.知的財産部門の活動状況、2.産業財産権制度の利用状況、3.産業 財産権の実施状況、4.知的財産権侵害に関する訴訟

【調査名】 子どもを守る地域ネットワーク等調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年8月21日

【実施機関】 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室

【目 的】 本調査は、市町村(特別区含む)の児童虐待の発生予防等の取組である要保護児童対策地域協議会、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施状況・実施体制の詳細を定期的に把握し、市町村における中長期的な児童虐待防止関連施策の立案に資する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 子どもを守る地域ネットワーク等調査 調査票 【公 表】

【調査票名】 1-子どもを守る地域ネットワーク等調査 調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)市町村

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,742 (配布)オンライン (取集)オンライン (記入)自計 (把握時)平成25年4月1日 (系統)厚生労働省-都道府県-報告者(市(指定都市及び中核市を除く)町村)、厚生労働省-報告者(指定都市及び中核市)

【周期·期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年9月20日~11月15日

【調査事項】 1.要保護児童対策地域協議会の設置の有無、2.各種会議の開催状況、

- 3.運営上の課題、4.乳児家庭全戸訪問事業の実施状況、5.支援方法、
- 6. 養育支援訪問事業の実施状況、7. 事業の委託状況、8. 訪問家庭の特
- 徴、9.事業実施上の課題等

【調査名】 国民健康・栄養調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年8月21日

【実施機関】 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

- 【目 的】 本調査は、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、昭和27年に開始された「国民栄養調査」(承認統計調査)を主な前身としており、平成15年に、「国民栄養調査」のほか、「国民生活基礎調査」の一部、「糖尿病実態調査」、「循環器疾患基礎調査」(国民生活基礎調査は指定統計調査、それ以外は承認統計調査)等を統合して創設された。その後、平成20年までは、旧統計法(昭和22年法律第18号)に基づく承認統計調査として実施されたが、全部改正後の新統計法(平成19年法律第53号)に基づき、平成21年以降は、一般統計調査として実施されている。

【調査の構成】 1-身体状況調査票2-栄養摂取状況調査票 3-生活習慣調査票

【公 表】 インターネット及び印刷物(概要:調査実施年の翌年10月、報告書:調査 実施年の翌々年3月)

【備 考】 大規模調査から中間年調査への移行に伴う対象数及び調査項目の変更。

#### 【調査票名】 1-身体状況調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)世帯員(身長・体重:満1歳以上、腹囲測定:満6歳以上、血圧測定:満20歳以上、血液検査:満20歳以上、問診(服薬状況、糖尿病の治療の有無、運動):満20歳以上) (抽出枠) 国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000 (配布)調査員 (取集) 調査員 (記入)他計 (把握時)毎年11月中の任意の1日 (系統)調 査票の配布:厚生労働省-都道府県・保健所設置市・特別区-保健所-調査 員-報告者、調査票の回収:報告者-調査員-保健所-都道府県・保健所設 置市・特別区-独立行政法人国立健康・栄養研究所-厚生労働省

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月上旬~12月下旬

【調査事項】 1.身長、2.体重、3.腹囲、4.血圧、5.服薬状況、6.糖尿病の 治療の有無等

# 【調査票名】 2-栄養摂取状況調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)世帯及び世帯員(満1歳以上) 1日の身体活動量(歩数):満20歳以上 (抽出枠)国民生活基礎調査の 調査区に設定された単位区 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,700/15,000 (配布)調 査員 (取集)調査員 (記入)併用 (把握時)毎年11月中の任意の1 日 (系統)調査票の配布:厚生労働省-都道府県・保健所設置市・特別区 -保健所-調査員-報告者、調査票の回収:報告者-調査員-保健所-都道 府県・保健所設置市・特別区-独立行政法人国立健康・栄養研究所-厚生労 働省

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月上旬~12月下旬

【調査事項】 1.生年月日、2.仕事の種類、3.食事の状況、4.料理名、5.使用 量等

# 【調査票名】 3-生活習慣調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)満20歳以上の世帯員 (抽出枠) 国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)12,000 (配布)調査員 (取集) 調査員 (記入)自計 (把握時)毎年11月中の任意の1日 (系統)調 査票の配布:厚生労働省-都道府県・保健所設置市・特別区-保健所-調査 員-報告者、調査票の回収:報告者-調査員-保健所-都道府県・保健所設 置市・特別区-独立行政法人国立健康・栄養研究所-厚生労働省

【周期·期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月上旬~12月下旬

【調査事項】 1.食習慣の状況、2.歯の健康の状況、3.身体活動の状況、4.休養の状況、5.喫煙の状況、6.飲酒の状況等

【調査名】 労働安全衛生調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年8月21日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室

- 【目 的】 本調査は、労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害防止計画の重点施策を 策定するための基礎資料及び労働安全衛生行政運営の推進に資することを目的 とする。(実態調査)本調査は、労働者を取り巻く環境の著しい変化が災害発生 の要因として大きく影響していると考えられる状況において、労働災害や職業性 疾病等を防止し、快適な職場環境の形成を促進するため、危険有害業務等の労働 者を取り巻く職場環境の変化の実態及びその労働者への影響を的確に把握し、労 働災害防止対策等の適切な労働安全衛生上の対策を講じることが強く期待され ている。平成25年に実施する実態調査においては、事業所が行っている安全衛 生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働 く労働者の労働災害防止等に対する意識を把握し、今後の労働安全衛生行政を推 進するための基礎資料とすることを目的とするものである。
- 【沿 革】 本調査は、従前は「労働安全衛生特別調査」という一つの枠組みの下で、それぞれ独立した5調査(「労働環境調査」「労働者健康状況調査」「技術革新と労働に関する実態調査」及び「労働安全衛生基本調査」)を、5年ローテーションで実施していたが、平成23年からは、一連の周期調査としての体系をより明確にするために、改めて「労働安全衛生特別調査」という名称の一般統計調査の申請を行い、この調査の下に、従前の5調査を5調査としてまとめることとした。ただし、「技術革新と労働に関する実態調査」については、平成20年調査をもって廃止し、代わりに平成23年に「労働災害防止対策等重点調査票」による調査を行うこととした。また、これ以外の4調査票については、「労働安全衛生特別調査」の変更申請を順次行い、追加していくこととした。さらに、平成24年に調査体系の見直しを行い、「実態調査」、「労働環境調査」及び「特定業種の労働災害防止対策実態調査」の3調査に組み替えを行い、平成25年調査からは調査名称を「労働安全衛生調査」に変更し、調査を実施するものである。
- 【調査の構成】 1 平成25年労働安全衛生調査(実態調査)(事業所票)2 平成25 年労働安全衛生調査(実態調査)(個人票)
- 【公 表】 インターネット及び印刷物(概況:平成26年9月、調査結果報告書:平成27年3月)
- 【調査票名】 1-平成25年労働安全衛生調査(実態調査)(事業所票)
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類による「農業, 林業」(林業に限る。)「鉱業,採石業,砂利採取業」「建設業」、「製造業」

「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス基礎調査結果

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)14,000/990,000 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)原則、平成25年10月3 1日現在(一部の事項:過去1年間(平成24年11月1日~平成25年10月31日)) (系統)厚生労働省-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月1日~11月20日 【調査事項】 1.企業及び事業所に関する事項(1)企業全体の常用労働者数、(2) 事業所に従事する者のうち、常用労働者数及び就業形態別労働者数、、(3) 派遣労働者数、2.労働災害に関する事項(1)就業形態別被災労働者数、 3.安全衛生管理体制に関する事項(1)安全衛生管理の水準の低下につい て、4.危険性・有害性の低減に向けた措置(リスクアセスメント)に関す る事項(1)実施の有無、(2)実施内容、(3)コントロール・バンディン グの認知の有無、(4)リスクアセスメントの効果について、(5)リスクア セスメントを実施していない理由、5.安全衛生教育に関する事項(1)安 全衛生教育の実施の有無及び教育の内容、6.メンタルヘルス対策に関する 事項(1)メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者数及び 退職した労働者数、(2).メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業し た労働者のうち職場復帰した労働者の割合、(3).メンタルヘルス不調によ り休業した労働者の職場復帰に関する職場のルールの有無、( 4 ). メンタル ヘルス対策の取組の有無及び取組内容、(5)ストレスに関する症状・不調 の確認の実施機会、(6)ストレスに関する症状・不調の確認を実施した労 働者に対する面接指導の実施割合、(7)ストレスに関する症状・不調の確 認を実施した労働者に対する面接指導の実施機関、(8)ストレスに関する 症状・不調の確認を実施した労働者に対する面接指導の実施結果に基づく事 後措置の実施の有無・内容、(9).メンタルヘルス対策に取り組んでいない 理由、(10)メンタルヘルス対策の今後の取組予定の有無、(11)パワー ハラスメント防止対策の取組の有無及び取組内容、7.受動喫煙防止対策に 関する事項(1)受動喫煙防止対策への取組の有無及び取組の状況、(2) 受動喫煙防止対策を取り組む上での問題の有無及び問題の内容、8.非正規 労働者対策に関する事項(1)非正規労働者に対する安全衛生教育実施の有

無及び実施内容、(2)非正規労働者に対する安全衛生教育実施の時期、(3)

非正規労働者に対する安全衛生教育を実施していない理由、( 4 ) 非正規労 働者の安全衛生活動への参加の有無及び参加内容、(5)非正規労働者を安 全衛生活動に参加させていない理由、9.労働安全衛生活動への外部専門家 等の活用状況(1)危険な業務や有害な業務による労働災害防止について外 部専門家等の活用状況、(2)危険な業務や有害な業務による労働災害防止 について外部専門家等の活用内容、(3)危険な業務や有害な業務による労 働災害防止について外部専門家等を活用しない理由、(4)労働安全衛生業 務の外部請負についての利用要望、(5)危険な業務や有害な業務による労 働災害防止について社内人材による対応状況、10.高年齢労働者の労働災 害防止対策(1)高年齢労働者の身体機能の低下に伴う労働災害防止対策の 取組の有無及び取組内容、11.腰痛予防対策に関する事項(1)腰痛予防 対策指針の認知の有無、(2)腰部に負担のかかる業務の有無及び業務内容、 (3)腰痛予防教育の有無・時期、(4)人の抱え上げ作業の腰痛予防対策 の取組の有無・内容、(5)腰痛予防対策の取組の有無・内容、12.熱中 症予防対策に関する事項(1)暑さ指数の認知の有無、(2)暑さ指数の活 用の有無、(3)夏の屋外作業の熱中症予防対策の取組の有無・内容

【調査票名】 2-平成25年労働安全衛生調査(実態調査)(個人票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)日本標準産業分類による「農業, 林業」(林業に限る。)「鉱業,採石業,砂利採取業」「建設業」「製造業」 「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業,郵便業」「卸売 業,小売業」「金融業,保険業」「不動産業,物品賃貸業」「学術研究,専 門・技術サービス業」「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業, 娯楽業」「教育,学習支援業」「医療,福祉」「複合サービス事業」「サー ビス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者10人以上を雇用す る民営事業所で雇用されている常用労働者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)19,000/37,400,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)原則、平成25年10月31日現在(一部の事項:過去1年間(平成24年11月1日~平成25年10月31日)) (系統)厚生労働省-調査対象事業所-報告者

【周期·期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月1日~11月20日

【調査事項】 1.労働者の属性等(性、年齢、就業形態、今の業務に就いてからの経験年数、職種) 2.安全衛生意識に関する事項(1)労働災害防止対策への関心の程度及び対策の適否についての認識、(2)雇い入れられた・派遣されたとき及び作業内容が変わったときの安全衛生教育の受講の有無及び教育が役立っている程度、(3)安全衛生活動の参加の有無及び参加内容、(4)

不安全行動の有無及び内容、3.ヒヤリ・ハット体験について(1)ヒヤリ・ハット体験の有無、会社(上司)への報告の有無及び会社(上司)の対応の状況、(2)業務上災害被災の有無及び被災時の対応、4.勤務の状況に関する事項(1)仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人の有無、相談の有無及び相談による解消の有無、(2)仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスと感じる事柄の有無及び内容、5.一般健康診断に関する事項(1)一般健康診断受診の有無、検査結果の通知の有無、所見の通知の有無、6.喫煙に関する事項(1)職場での喫煙習慣の有無、(2)職場での受動喫煙の有無、(3)職場での受動喫煙による体調不良の有無、(4)受動喫煙防止対策として望む事項

【調査名】 青少年のインターネット利用環境実態調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年8月23日

【実施機関】 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当)

【目 的】 本調査は、平成21年4月1日から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)においては、18歳未満の青少年がインターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータ等について、民間事業者にフィルタリングの提供などが義務付けられるとともに、保護者に対しては、その保護する青少年に適切にインターネットを利用させる責務などが課されることとなっていることから、青少年及びその保護者を対象として、情報モラル教育の認知度、フィルタリングの利用度及び改善ニーズ等を調査することで、青少年インターネット環境整備法の実施状況を検証するとともに、技術革新等の影響による著しい変化に対応する必要がある青少年のインターネット利用環境整備のため、施策をより効果的に推進するための基礎データを得ることを目的として実施する。

【調査の構成】 1 - 青少年のインターネット利用環境実態調査【青少年調査票】 2 - 青少年のインターネット利用環境実態調査【保護者調査票】

【公表】

【備 考】 今回の変更は、スマートフォンやタブレット型携帯端末等の新たな通信機器 の普及によるインターネット利用環境の状況変化を把握するための調査項目の 新設及び報告者負担軽減のため調査項目等の削除

【調査票名】 1-青少年のインターネット利用環境実態調査【青少年調査票】

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)満10歳~17歳の青少年 (抽 出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/9,600,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)他計 (把握時)調査の実施期間において報告者が報告を求められた時点現在 (系統)内閣府-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)11月

【調査事項】 1.青少年の携帯電話の利用状況、2.青少年のパソコンの利用状況、3. 青少年のゲーム機、タブレット型携帯端末、携帯音楽プレイヤーの使用状況、4.青少年のスマートフォンの使用状況、5.その他

【調査票名】 2 - 青少年のインターネット利用環境実態調査【保護者調査票】

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)満10歳~17歳の青少年の保護

者 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/19,000,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)他計 (把握時)調査の実施期間において報告者が報告を求められた時点現在 (系統)内閣府-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)11月

【調査事項】 1.子どもの携帯電話の利用状況、2.子どものパソコンの利用状況、3. 子どものゲーム機、タブレット型携帯端末、携帯音楽プレイヤーの使用状況、4.その他 【調查名】 能力開発基本調查(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年8月23日

【実施機関】 厚生労働省職業能力開発局総務課基盤整備室

- 【目 的】 本調査は、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を正社員・正 社員以外別に明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、平成13年から17年まで厚生労働省から業務を委託された民間 事業者が行っていた調査を前身としているが、前身の調査の回収率が低い(おおむね20%程度)ことから、能力開発行政のための基礎資料として精度の高い結果を得るため、国が直接実施する統計調査であることを明示し、回収率の向上に努めることとし、また、「職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成18年5月参議院厚生労働委員会及び平成18年6月衆議院厚生労働委員会)において、職場における非正規労働者に対する能力開発の実態を把握することとされたことを踏まえ、平成18年から厚生労働省が毎年実施しているものである。
- 【調査の構成】 1-能力開発基本調査(企業票)2-能力開発基本調査(事業所票)3 - 能力開発基本調査(個人票)
- 【公 表】 インターネット及び印刷物(調査実施年翌年の3月)

#### 【調査票名】 1-能力開発基本調査(企業票)

- 【調査対象】 (地域)全国(ただし、福島原発事故により設定された「避難指示区域」等に該当する市区町村を除く。) (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営企業。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)」 (抽出枠)事業所母集団データベース
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)7,200/151,000 (配布) 郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年10月1 日現在(一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実施 前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見込) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月1日~12月9日

【調査事項】 1.企業の概要について(企業全体の常用労働者数) 2.OFF-JT 及び自己啓発支援に支出した費用について、3.能力開発の考え方について、4.能力開発の実績・見込みについて、5.事業内職業能力開発計画及び職業能力開発推進者について(1)事業内職業能力開発計画の作成状況、(2)職業能力開発推進者の選任状況、6.教育訓練休暇制度の導入状況について

#### 【調査票名】 2-能力開発基本調査(事業所票)

【調査対象】 (地域)全国(ただし、福島原発事故により設定された「避難指示区域」等に該当する市区町村を除く。) (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)」 (抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)7,000/241,000 (配布) 郵送 (取集)調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年10月 1日現在(一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実 施前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見 込) (系統)調査票の配布:厚生労働省-民間事業者-報告者、調査票の 回収:報告者-調査員-民間事業者-厚生労働省

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月1日~12月9日

【調査事項】 1.事業所の概要について(1)企業全体の常用労働者数、(2)事業所の常用労働者数、(3)事業所の離職者数、2.教育訓練の実施に関する事項について(1)OFF-JTの実施状況、(2)実施したOFF-JTの教育訓練機関の種類、(3)実施したOFF-JTの内容、(4)計画的なOJTの実施状況、3.人材育成について(人材育成に関する問題点)4.労働者のキャリア形成支援について(1)キャリア・コンサルティング制度の導入状況、(2)労働者に対する自己啓発への支援の内容、5.労働者の職業能力評価について(1)職業能力評価の実施状況、(2)職業能力評価における資格の利用状況、(3)資格を受験する労働者に対する費用補助の状況、(4)職業能力評価の活用状況、(5)職業能力評価の取り組みにおける問題点、6.技能の継承について(1)技能継承の問題の有無、(2)技能継承の取組状況

# 【調査票名】 3-能力開発基本調査(個人票)

【調査対象】 (地域)全国(ただし、福島原発事故により設定された「避難指示区域」等に該当する市区町村を除く。) (単位)個人 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所に雇用されている常用労働者。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)」、「教育,学習支援業」「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)」 (抽出枠)事業所票の調査対象事業所

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)29,800/21,587,000 (配布)調査員 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実施前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見込) (系統)調査票の配布:厚生労働省-民間事業者-調査員-調査対象事業所-報告者、調査票の回収:報告者-民間事業者-厚生労働省

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月8日~12月24日

【調査事項】 1.労働者の属性について(1)性別、(2)年齢、(3)就業状態、(4) 最終学歴、(5)雇用形態、(6)勤続年数、(7)業務、(8)役職、(9) 1週間の就業時間、2.会社を通して受講した教育訓練について(1)OF F-JTの受講状況、(2)受講したOFF-JTの延べ受講時間、(3)受講したOFF-JTの役立ち度、3.自己啓発について(1)自己啓発の実施状況、(2)自己啓発の実施内容、(3)自己啓発の実施時間、(4)自己啓発の自己負担費用、(5)自己啓発の費用補助の状況、(6)自己啓発の費用補助額、(7)自己啓発を行った理由、(8)自己啓発の業務における役立ち度、(9)社外で実施する自己啓発に対する職場の協力状況、(10)自己啓発の問題点、4.これからの職業生活設計について(1)職業生活設計に対する考え方、(2)キャリア・コンサルティングの利用状況、(3)教育訓練休暇制度の有無、(4)教育訓練休暇制度の利用状況及び今後の利用予定

【調查名】 介護事業実態調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年8月30日

【実施機関】 厚生労働省老健局老人保健課

- 【目 的】 本調査は、介護報酬改定のための基礎資料を収集する一環として行うものであり、平成24年度介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかを 把握することを目的とする。
- 【沿 革】 平成22年に、「介護事業経営概況調査」(平成13年から実施)と「介護従事者処遇状況等調査」(平成21年に一回限りで実施)が統合され、名称が「介護事業実態調査」に変更された。平成23年に、「介護事業経営実態調査」(平成14年から実施)が、介護事業実態調査に統合された。
- 【調査の構成】 1 介護従事者処遇状況等調査 調査票 2 介護事業経営実態調査 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設調査票 3 介護事業経営実態調査 介護 療養型医療施設(病院・診療所)調査票 5 介護事業経営実態調査 居宅サービス・地域密着型サービス事業所調査票(介護予防含む)(福祉関係)6 介護事業経営実態調査 居宅サービス・地域密着型サービス事業所調査票(介護予防含む)(医療関係)7 介護事業経営概況調査(特別調査)介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票 8 介護事業経営概況調査(特別調査)介護老人保健施設票 9 介護事業経営概況調査(特別調査)介護療養型医療施設票 10 介護事業経営概況調査(特別調査) 所護療養型医療施設票 10 介護事業経営概況調査(特別調査) 居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(予防含む)(福祉関係) 11 介護事業経営概況調査(特別調査) 居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(予防含む)(医療関係)
- 【公 表】 インターネット及び印刷物(介護従事者処遇状況等調査:(概況:平成26年3月、詳細:平成26年4月)介護事業経営実態調査:(概況:平成23年10月、詳細:平成24年3月)介護事業経営概況調査:(概況:平成25年11月、詳細:平成26年4月))
- 【備 考】 今回の変更は、介護従事者処遇状況等調査の調査の周期等の変更(介護従事者処遇状況等調査を平成25年度に臨時に実施するもの)
- 【調査票名】 1-介護従事者処遇状況等調査 調査票
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)施設及び事業所 (属性)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所、認知症対応型共同生活介護事業所 (抽出枠)介護サービス施設・事業所調査結果名簿、介護給付費実態調査結果名簿
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)9,035/123,379 (配布)

- 郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成25年9 月末時点(項目によっては、25年9月1か月間の実績等) (系統)厚生 労働省-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)3年(ただし、平成25年度は臨時に実施) (実施期日)平 成25年10月1日~10月31日
- 【調査事項】 1.給与等の状況、2.介護従事者の処遇状況、3.個別の従事者の勤務 形態、4.労働時間、5.資格の取得状況、6.基本給額等
- 【調査票名】 2 介護事業経営実態調査 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉 施設調査票
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)施設及び事業所 (属性)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所 (抽出枠)介護サービス施設・事業所調査結果名簿、介護給付費実態調査結果名簿
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,923/6,586 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成23年3月末時 点(項目によっては、23年3月1か月間の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年4月1日~4月30日
  - 【調査事項】 1.サービス提供の状況、2.居室・設備等の状況、3.職員配置、4. 職員給与、5.収入の状況、6.支出の状況、等
- 【調査票名】 3-介護事業経営実態調査 介護老人保健施設調査票
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)施設及び事業所 (属性)介護老人保健施設 (抽 出枠)介護サービス施設・事業所調査結果名簿、介護給付費実態調査結果名 簿
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)929/3,717 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成23年3月末時点(項目によっては、23年3月1か月間の実績等) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年4月1日~4月30日
  - 【調査事項】 1.サービス提供の状況、2.居室・設備等の状況、3.職員配置、4. 職員給与、5.収入の状況、6.支出の状況、等
- 【調査票名】 4-介護事業経営実態調査 介護療養型医療施設(病院・診療所)調査票 【調査対象】 (地域)全国 (単位)施設及び事業所 (属性)介護療養型医療施設 (抽 出枠)介護サービス施設・事業所調査結果名簿、介護給付費実態調査結果名

簿

- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)977/1,953 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成23年3月末時点(項目によっては、23年3月1か月間の実績等) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者
- 【周期·期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年4月1日~4月30日
- 【調査事項】 1.サービス提供の状況、2.居室・設備等の状況、3.職員配置、4. 職員給与、5.収入の状況、6.支出の状況 等
- 【調査票名】 5 介護事業経営実態調査 居宅サービス・地域密着型サービス事業所調査票(介護予防含む)(福祉関係)
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)施設及び事業所 (属性)訪問介護事業所、訪問 入浴介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、特定施設入居 者生活介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、夜間対応型 訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護 事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介 護事業所 (抽出枠)介護サービス施設・事業所調査結果名簿、介護給付費 実態調査結果名簿
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)22,709/108,904 (配布) 郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成23年3 月末時点(項目によっては、23年3月1か月間の実績等) (系統)厚生 労働省-民間事業者-報告者
  - 【周期·期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年4月1日~4月30日
  - 【調査事項】 1.サービス提供の状況、2.居室・設備等の状況、3.職員配置、4. 職員給与、5.収入の状況、6.支出の状況 等
- 【調査票名】 6 介護事業経営実態調査 居宅サービス・地域密着型サービス事業所調査票(介護予防含む)(医療関係)
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)施設及び事業所 (属性)訪問介護事業所、訪問 看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所、療養 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所療養介護事業所、 居宅介護支援事業所、認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活 介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所 (抽出枠)介護サービス施設・ 事業所調査結果名簿、介護給付費実態調査結果名簿
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,349/31,532 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成23年3月

末時点(項目によっては、23年3月1か月間の実績等) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

- 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年4月1日~4月30日
- 【調査事項】 1.サービス提供の状況、2.居室・設備等の状況、3.職員配置、4. 職員給与、5.収入の状況、6.支出の状況 等
- 【調査票名】 7 介護事業経営概況調査(特別調査) 介護老人福祉施設・地域密着型 介護老人福祉施設票
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)施設及び事業所 (属性)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所 (抽出枠)介護サービス施設・事業所調査結果名簿、介護給付費実態調査結果名簿
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,081/7,522 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成25年6月末時 点(項目によっては、24年度の実績等) (系統)厚生労働省-民間事業 者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年7月1日~7月31日
  - 【調査事項】 1.サービス提供の状況、2.居室・設備等の状況、3.職員配置、4. 職員給与、5.収入の状況、6.支出の状況、7.消費税課税対象支出の状況、8.設備投資の状況 等
- 【調査票名】 8 介護事業経営概況調査(特別調査) 介護老人保健施設票
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)施設及び事業所 (属性)介護老人保健施設 (抽出枠)介護サービス施設・事業所調査結果名簿、介護給付費実態調査結果名簿
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)983/3,921 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成25年6月末時点(項目によっては、24年度の実績等) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年7月1日~7月31日
  - 【調査事項】 1.サービス提供の状況、2.居室・設備等の状況、3.職員配置、4. 職員給与、5.収入の状況、6.支出の状況、7.消費税課税対象支出の状況、2. 設備投資の状況 等
- 【調査票名】 9-介護事業経営概況調査(特別調査) 介護療養型医療施設票
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)施設及び事業所 (属性)介護療養型医療施設 (抽 出枠)介護サービス施設・事業所調査結果名簿、介護給付費実態調査結果名

簿

- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)719/1,690 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成25年6月末時点(項目によっては、24年度の実績等) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年7月1日~7月31日
- 【調査事項】 1.サービス提供の状況、2.居室・設備等の状況、3.職員配置、4. 職員給与、5.収入の状況、6.支出の状況、7.消費税課税対象支出の状況、8.設備投資の状況 等
- 【調査票名】 10-介護事業経営概況調査(特別調査) 居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(予防含む)(福祉関係)
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)施設及び事業所 (属性)訪問介護事業所、訪問 入浴介護事業所、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所、 通所介護事業所、療養通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短 期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護 事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、夜間対応型訪問介護事 業所、認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、小 規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所 (抽出枠)介護サービ ス施設・事業所調査結果名簿、介護給付費実態調査結果名簿
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)12,307/159289(これらのうち福祉関係) (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成25年6月末時点(項目によっては、24年度の実績等)(系統)厚生労働省-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年7月1日~7月31日
  - 【調査事項】 1.サービス提供の状況、2.居室・設備等の状況、3.職員配置、4. 職員給与、5.収入の状況、6.支出の状況、7.消費税課税対象支出の状況、8.設備投資の状況 等
- 【調査票名】 11-介護事業経営概況調査(特別調査) 居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(予防含む)(医療関係)
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)施設及び事業所 (属性)訪問介護事業所、訪問 入浴介護事業所、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所、 通所介護事業所、療養通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短 期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護

事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所 (抽出枠)介護サービス施設・事業所調査結果名簿、介護給付費実態調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)12,307/159289(これらのうち医療関係) (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計(把握時)平成25年6月末時点(項目によっては、24年度の実績等)(系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年7月1日~7月31日

【調査事項】 1.サービス提供の状況、2.居室・設備等の状況、3.職員配置、4. 職員給与、5.収入の状況、6.支出の状況、7.消費税課税対象支出の状況、8.設備投資の状況 等

一般統計調査の中止

【調査名】 園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査(平成25年通知)

【承認年月日】 平成25年8月23日

【実施機関】 農林水産省生産局農産部園芸作物課

- 【目 的】 本調査は、日本における園芸用施設の設置・利用状況とともに、主として園芸用施設から排出される農業用廃プラスチックの処理状況を把握し、園芸作物の安定供給や施設園芸の高度化、園芸農業における低炭素化や循環型社会の構築等に向けた施策の企画・立案を行うための基礎資料とすることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。平成22年に、調査の名称が「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査」に変更された。
- 【調査の構成】 1 園芸用施設に関する調査票 2 農業用廃プラスチックに関する調 査票
- 【公表】 インターネット及び印刷物(調査実施翌年の3月末)
- 【備 考】 本調査は、我が国における園芸用施設の設置・利用状況や園芸用施設から排出される農業用廃プラスチックの処理状況を把握し、園芸作物の安定供給や施設園芸の高度化、園芸農業における低炭素化や循環型社会の構築等に向けた施策の企画・立案を行うための基礎資料とすることを目的として、都道府県を対象に2年周期で実施しているものである。しかしながら、本調査の調査事項については、都道府県だけで把握できるものと、都道府県だけでは把握できず、市町村、農協等の関係機関に照会しなくては把握できないものがあり、また、これらの状況は都道府県ごとに異なっていることから、現行の調査手法では必ずしも効率的に把握することができない状況であることが明らかになった。このため、本調査については、調査の効率的な実施や記入者負担の軽減等の観点から、都道府県、市町村、農協等各機関(以下「各機関」という。)における調査事項に係る情報の保有状況を把握・整理し、その結果を踏まえて、各機関の情報の保有状況に応じた機関別の調査票の設計等を検討することが必要となっている。以上のことから、各機関における上記情報の保有状況の実態を把握し、所要の検討を行うものである。

## 届出統計調査の受理

(1)新規

【調査名】 耕畜連携畜産たい肥利用促進調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月1日

【実施機関】 奈良県農林部畜産課

【目 的】 本調査は、たい肥の需給実態を調査し、今後の耕畜連携の取組を円滑に推進 するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-たい肥生産調査票

【調査票名】 1-たい肥生産調査票

【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)農家 (属性)畜産農家 (抽出枠)畜産 農家名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)190 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)他計 (把握時)平成25年7月23日現在 (系統)奈良県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年7月24日~平成25年1 1月11日

【調査事項】 1.住所、氏名、年齢、後継者の有無、2.飼養畜種と頭数、3.たい肥化方法、4.たい肥化施設情報、5.たい肥処理期間、6.使用副資材、7.たい肥保管施設の有無、8.年間たい肥の販売数量、9,たい肥の販売先、10.販売拡大に対する取組、11.販売に係る問題点、12.たい肥の成分分析の実施の有無、13.たい肥生産に係る課題、14.たい肥散布機所有の有無、貸出の可否、15.県内たい肥リストへの掲載の可否、16.マッチング希望の有無、17.稲わら収集希望の有無

【調査名】 人権に関する県民意識調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月5日

【実施機関】 佐賀県くらし環境本部人権・同和対策課

【目 的】 本調査は、佐賀県民の人権に関する意識状況を把握し、今後の人権教育・啓 発に関する施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 人権に関する県民意識調査 調査票

【調査票名】 1 - 人権に関する県民意識調査 調査票

【調査対象】 (地域)佐賀県全域 (単位)個人 (属性)佐賀県内に居住する有権者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/647,000 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日現在 (系統)佐賀県-民間事業者-報告者(配布)報告者-民間事業者-佐賀 県(回収)

【周期・期日】 (周期)10年 (実施期日)平成25年9月~10月末日

【調査事項】 1.社会的な風習について、2.人権問題について、3.女性の人権について、4.子どもの人権について、5.高齢者の人権について、6.障害者の人権について、7.外国人の人権について、8.HIV感染者(エイズ患者)等の人権について、9,八ンセン病患者(元患者)等の人権について、10.犯罪被害者等の人権について、11.同和問題に関する認識について、12.同和地区出身者に対する意識について、13.同和問題解決についての方策、14.インターネットによる人権侵害について、15.性同一性障害者の人権について、16.人権擁護に関する啓発活動について、17.性別・年齢・職業・お住まいの市町、18.意見・要望等

【調査名】 精神障害者の暮らしや受診状況の実態等に関する調査(平成25年 届出)

【受理年月日】 平成25年8月9日

【実施機関】 奈良県医療政策部保健予防課

【目 的】 本調査は、精神障害者とその家族の暮らしや受診状況を把握し、今後の施策 検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 精神障害者の暮らしや受診状況の実態等に関する調査 調査票

【調査票名】 1 - 精神障害者の暮らしや受診状況の実態等に関する調査 調査票

【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)個人 (属性)精神障害者保健福祉手帳保 持者 (抽出枠)精神障害者・医療費管理システム

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,213/6,742 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年8月9日~8月31日 (系統)奈良県-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成25年8月31日

【調査事項】 1.個人単位の収入額・世帯単位の収入額、2.精神科の医療費の支払額、

3.精神科以外の医療費の支払額

【調査名】 北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成2 5年届出)

【受理年月日】 平成25年8月12日

【実施機関】 北九州市子ども家庭局子ども家庭部子ども家庭政策課

- 【目 的】 本調査は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき北九州市が 定める子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、主に幼児期の学校教 育・保育、子育て支援等に関する市民のニーズを把握することを目的とする。
- 【調査の構成】 1 北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(調査票 A : 就学前児童用A) 2 北九州市子ども・子育て支援に関する市民 アンケート調査(調査票A : 就学前児童用B) 3 北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(調査票B:小学生用) 4 北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(調査票C:中学・高校生用) 5 北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査 (調査票D: 18歳以上40歳未満用)
- 【調査票名】 1 北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(調査票A : 就学前児童用A)
  - 【調査対象】 (地域)北九州市内全域 (単位)個人 (属性)0歳~5歳の子どもの 保護者 (抽出枠)住民基本台帳
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,000/50,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日現在 (系統)北九州市-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月11日~10月31 日
  - 【調査事項】 1.お住まいの地域について、2.宛名のお子さんと家族の状況について、3.子どもの育ちをめぐる環境について、4.宛名のお子さんの保護者の就労状況について、5.平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について、6.地域の子育て支援事業の利用状況について、7.土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について、8.病気の際の対応について、9.不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について、10.小学校就学後の放課後の過ごし方について、11.育児休業や短時間勤務など職場の両立支援制度について
- 【調査票名】 2 北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(調査票A : 就学前児童用B)
  - 【調査対象】 (地域)北九州市内全域 (単位)個人 (属性)0歳~5歳の子どもの

- 保護者 (抽出枠)住民基本台帳
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/50,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日現在 (系統)北九州市-報告者
- 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月11日~10月31 日
- 【調査事項】 1.アンケートにご記入いただく方について、2.宛名のお子さんと家族の状況について、3.宛名のお子さんの生活状況について、4.教育・保育事業の利用について、5.子育てに関する悩みや不安について、6.今後の北九州市の子育て支援について、7.仕事と生活の調査(ワーク・ライフ・バランス)について
- 【調査票名】 3 北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(調査票 B: 小学生用)
  - 【調査対象】 (地域)北九州市内全域 (単位)個人 (属性)6歳~11歳の子どもの保護者 (抽出枠)住民基本台帳
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/50,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日現在 (系統)北九州市-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月11日~10月31 日
  - 【調査事項】 1.アンケートにご記入いただく方について、2.宛名のお子さんと家族の状況について、3.宛名のお子さんの生活状況について、4.放課後児童クラブの利用について、5.病児・病後児保育について6.学校生活について、7.子育てに関する悩みや不安について、8.今後の北九州市の子育て支援について、9.宛名のお子さんの保護者の就労状況について、10.仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について
- 【調査票名】 4 北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(調査票 C: 中学・高校生用)
  - 【調査対象】 (地域)北九州市内全域 (単位)個人 (属性)12歳~17歳の子ど もの保護者 (抽出枠)住民基本台帳
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/54,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日現在 (系統)北九州市-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月11日~10月31

日

- 【調査事項】 1.アンケートにご記入いただく方について、2.宛名のお子さんと家族の状況について、3.宛名のお子さんの生活状況について、4.学校生活について、5.子育てに関する悩みや不安について、6.今後の北九州市の子育て支援について、7.宛名のお子さんの保護者の就労状況について、8.仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について
- 【調査票名】 5 北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(調査票D: 18歳以上40歳未満用)
  - 【調査対象】 (地域)北九州市内全域 (単位)個人 (属性)18歳~39歳の男女 (抽出枠)住民基本台帳
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/271,000 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日現在 (系統)北九州市-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月11日~10月31 日
  - 【調査事項】 1.あなた自身のことについて、2.あなたの生活状況について、3.就 労のことについて、4.結婚や家庭のことについて、5.出産や子育てのこ とについて、6.仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について

【調査名】 福岡市障がい児・者等実態調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月12日

【実施機関】 福岡市保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課

- 【目 的】 本調査は、次期「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」の策定にあたり、 障がい児・者の実態を把握するとともに、障がい保健福祉施策を推進する上での 利用者のニーズを把握することを目的とする。
- 【調査の構成】 1 障がい福祉に関する調査(身体障がい者用) 2 障がい福祉に関する調査(知的障がい者用) 3 障がい福祉に関する調査(精神障がい者用) 4 障がい福祉に関する調査(発達障がい者用) 5 障がい福祉に関する調査(難病患者用) 6 障がい福祉に関する調査(事業所用)
- 【調査票名】 1 障がい福祉に関する調査(身体障がい者用)
  - 【調査対象】 (地域)福岡市内 (単位)個人 (属性)福岡市内に居住する身体障害 者手帳保持者
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/60,000 (配布)調 査員・郵送 (取集)郵送 (記入)併用 (把握時)平成25年9月 (系 統)福岡市-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年9月1日から25年10月31 日まで
  - 【調査事項】 1.生活状況、2.日中の過ごし方や外出の状況等、3.就労の状況、4. 福祉サービスの利用、5.情報収集・相談、6.地域とのかかわり、7.障がい・療養や保育・教育について、8.世帯の状況、9.外出の状況等、10.今後の暮らし方
- 【調査票名】 2 障がい福祉に関する調査(知的障がい者用)
  - 【調査対象】 (地域)福岡市内 (単位)個人 (属性)福岡市内に居住する療育手帳 保持者
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/60,000 (配布)調査員・郵送 (取集)郵送 (記入)併用 (把握時)平成25年9月 (系統)福岡市-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年9月1日から25年10月31 日まで
  - 【調査事項】 1.生活状況、2.日中の過ごし方や外出の状況等、3.就労の状況、4. 福祉サービスの利用、5.情報収集・相談、6.地域とのかかわり、7.障がい・療養や保育・教育について、8.世帯の状況、9.外出の状況等、10.今後の暮らし方

- 【調査票名】 3-障がい福祉に関する調査(精神障がい者用)
  - 【調査対象】 (地域)福岡市内 (単位)個人 (属性)精神科に入院または通院して いる福岡市に住所を有する患者
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/29,000 (配布)調 査員・郵送 (取集)郵送 (記入)併用 (把握時)平成25年9月 (系 統)福岡市-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年9月1日から25年10月31 日まで
  - 【調査事項】 1.日中の過ごし方や外出の状況等、2.就労、3.福祉サービスの利用、4.今後の暮らし方、5.情報収集や相談、6.地域とのかかわり
- 【調査票名】 4‐障がい福祉に関する調査(発達障がい者用)
  - 【調査対象】 (地域)福岡市内 (単位)個人 (属性)発達障がい者関係団体等に所属(利用)もしくは特別支援学級や通級指導教室に通っている発達障がい 児・者とその家族
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)900 (配布)調査員・郵送 (取集) 郵送 (記入)併用 (把握時)平成25年9月 (系統)福岡市-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年9月1日から25年10月31 日まで
  - 【調査事項】 1.生活状況、2.日中の過ごし方や外出の状況等、3.就労の状況、4. 利用したいサービス等、5.今後の暮らし方、6.情報収集や相談、7.地域とのかかわり
- 【調査票名】 5 障がい福祉に関する調査(難病患者用)
  - 【調査対象】 (地域)福岡市内 (単位)個人 (属性)福岡市内に居住する特定疾患 医療受給者証所持者
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,000/9,000 (配布)調査 員・郵送 (取集)郵送 (記入)併用 (把握時)平成25年9月 (系 統)福岡市-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年9月1日から25年10月31 日まで
  - 【調査事項】 1.生活状況、2.日中の過ごし方や外出の状況等、3.福祉サービスの利用、4.今後の暮らし方、5.情報収集や相談、6.地域とのかかわり

- 【調査票名】 6 障がい福祉に関する調査(事業所用)
  - 【調査対象】 (地域)福岡市内 (単位)事業所 (属性)相談支援事業者、居住系サービス事業者、施設系サービス事業者、共同生活援助・共同生活介護事業所
  - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)450 (配布)調査員・郵送 (取集)郵送 (記入)併用 (把握時)平成25年9月 (系統)福岡市-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年9月1日から25年10月31 日まで
  - 【調査事項】 1.障がい者福祉施策全般について、2.各事業所の業務実施状況等

【調査名】 北海道アイヌ生活実態調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月13日

【実施機関】 北海道環境生活部アイヌ政策推進室

【目 的】 本調査は、アイヌの人たちの生活実態を調査し、今後の総合的な施策の在り 方について検討するために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 北海道アイヌ生活実態調査(市町村調査票)2 - 北海道アイヌ生活 実態調査(地区調査票)3 - 北海道アイヌ生活実態調査(世帯調査票)4 - 北海道アイヌ生活実態調査(アンケート調査票)

【調査票名】 1-北海道アイヌ生活実態調査(市町村調査票)

【調査対象】 (地域)北海道全域のアイヌ居住対象市町村 (単位)地方公共団体 (属性)アイヌ居住対象市町村 (抽出枠)市町村が事前に作成するアイヌ居住者リスト

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)72 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)10月1日現在 (系統)北海道-市町村

【周期・期日】 (周期)7年 (実施期日)10月1日~10月31日

【調査事項】 1.人口の状況、2.生活の状況、3.教育の状況、4.就業者の状況、5.農林漁業の状況、6.中小企業の状況、7.住宅の状況、8.生活環境施設の状況、9.市町村のアイヌ生活向上対策及び意見

【調査票名】 2 - 北海道アイヌ生活実態調査(地区調査票)

【調査対象】 (地域)北海道全域のアイヌ居住対象市町村 (単位)地方公共団体 (属性)アイヌ居住対象市町村のアイヌの人たちの居住地区 (抽出枠)市町村が事前に作成するアイヌ居住者リスト

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)72 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)10月1日現在 (系統)北海道-市町村

【周期・期日】 (周期)7年 (実施期日)10月1日~10月31日

【調査事項】 1.生活の状況、2.就業者の状況、3.農林漁業の状況

【調査票名】 3-北海道アイヌ生活実態調査(世帯調査票)

【調査対象】 (地域)北海道全域のアイヌ居住対象市町村 (単位)世帯 (属性)ア イヌ居住対象市町村の居住地区のアイヌの人たち (抽出枠)市町村任意の 方式

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)300 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)他計 (把握時)10月現在 (系統)北海道-市町村-調査員-報告者

- 【周期・期日】 (周期)7年 (実施期日)10月1日~10月31日
- 【調査事項】 1.家族の状況、2.所得等の状況、3.住居の状況、4.貸付資金の利用状況
- 【調査票名】 4-北海道アイヌ生活実態調査(アンケート調査票)
  - 【調査対象】 (地域)北海道全域のアイヌ居住対象市町村 (単位)個人 (属性)世帯調査の対象となった世帯の15歳以上の世帯員 (抽出枠)世帯調査の対象となった世帯の15歳以上の世帯員すべて
  - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)他計 (把握時)10月現在 (系統)北海道-市町村-調査員-報告者
  - 【周期·期日】 (周期)7年 (実施期日)10月1日~10月31日
  - 【調査事項】 1.アイヌの人たちに対する対策について、2.雇用の安定と産業の振興 について、3.アイヌ文化の保存・伝承について、4.アイヌの人たちに対 する差別について

【調査名】 宮城県ひとり親世帯等実態調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月14日

【実施機関】 宮城県保健福祉部子育て支援課

- 【目 的】 本調査は、母子及び寡婦福祉法第12条に規定する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦等の自立促進計画を策定するため、生活実態や支援ニーズを把握し、ひとり親世帯等に対する福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 【調査の構成】 1-宮城県ひとり親世帯等実態調査 調査票(母子世帯用) 2-宮城県ひとり親世帯等実態調査 調査票(父子世帯用)3-宮城県ひとり親世帯等実態調査 調査票(寡婦世帯用)4-宮城県ひとり親世帯等実態調査 調査票(養育者世帯用)
- 【調査票名】 1 宮城県ひとり親世帯等実態調査 調査票(母子世帯用)
  - 【調査対象】 (地域)宮城県全域 (単位)世帯 (属性)母子世帯 (抽出枠)住民 基本台帳等
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,200/11,500 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年9月1日 (系統)宮城県-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年9月1日~平成25年9月 30日
  - 【調査事項】 1.就労・経済・生活の状況、2.子どもの状況、3.福祉制度 等
- 【調査票名】 2 宮城県ひとり親世帯等実態調査 調査票(父子世帯用)
  - 【調査対象】 (地域)宮城県全域 (単位)世帯 (属性)父子世帯 (抽出枠)住民 基本台帳等
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)700/1,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年9月1日 (系統)宮城県-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年9月1日~平成25年9月 30日
  - 【調査事項】 1.就労・経済・生活の状況、2.子どもの状況、3.福祉制度 等
- 【調査票名】 3-宮城県ひとり親世帯等実態調査 調査票(寡婦世帯用)
  - 【調査対象】 (地域)宮城県全域 (単位)世帯 (属性)寡婦世帯 (抽出枠)住民 基本台帳等
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)500/1,200 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年9月1日 (系統)宮城県

- 民間事業者 報告者
- 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年9月1日~平成25年9月 30日
- 【調査事項】 1.就労・経済・生活の状況、2.福祉制度 等
- 【調査票名】 4-宮城県ひとり親世帯等実態調査 調査票(養育者世帯用)
  - 【調査対象】 (地域)宮城県全域 (単位)世帯 (属性)養育者世帯 (抽出枠)住 民基本台帳等
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)100/150 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年9月1日 (系統)宮城県-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年9月1日~平成25年9月 30日
  - 【調査事項】 1.就労・経済・生活の状況、2.子どもの状況、3.福祉制度 等

【調査名】 県政テレビに関するアンケート調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月21日

【実施機関】 鳥取県未来づくり推進局広報課

【目 的】 本調査は、県民の県政テレビの視聴状況等について確認し、より県民目線に 立った情報発信を推進するための資料にすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 県政テレビに関するアンケート調査票

【調査票名】 1 - 県政テレビに関するアンケート調査票

【調査対象】 (地域)全域 (単位)個人 (属性)県民参画電子アンケート会員(満 18歳以上の鳥取県内在住又は県内勤務・通学者但し常勤の県職員・県議会 議員を除く) (抽出枠)県民参画電子アンケート会員

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)463 (配布)オンライン (取集)オンライン (記入)自計 (把握時)10~14日間 (系統)

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月中旬

【調査事項】 1.性別、2.年齢、3.住まい、4「週刊とり リンク」の内容に関する事項等

【調査名】 堺市の製造業・運輸業に関するアンケート調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月21日

【実施機関】 堺市産業振興局商工労働部産業政策課

【目 的】 本調査は、市内製造業・運輸業の投資意欲等を把握し、今後の企業立地施策 の在り方について検討するための参考となる資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 堺市の製造業・運輸業に関するアンケート調査票

【調査票名】 1 - 堺市の製造業・運輸業に関するアンケート調査票

【調査対象】 (地域) 堺市全域 (単位)事業所 (属性) 1.日本標準産業分類における産業大分類「E製造業」に属する事業所、または産業大分類「H運輸業、郵便業」で中分類 42~48に属する事業所のうち、市内に単独または本所として立地し、かつ、従業者数5人以上の事業所、2.日本標準産業分類における産業大分類「E製造業」に属する事業所、または産業大分類「H運輸業、郵便業」で中分類 42~48に属する事業所のうち、市内に支所として立地し、かつ、従業者数30人以上の事業所 (抽出枠)日本標準産業分類における産業大分類「E製造業」に属する事業所、または産業大分類「H運輸業、郵便業」で中分類 42~48に属する事業所、または産業大分類「H運輸業、郵便業」で中分類 42~48に属する事業所のうち、市内に単独または本所として立地し、かつ、従業者数5人以上の事業所及び市内に支所として立地し、かつ、従業者数30人以上の事業所

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1.従業員数5人以上の事業所(単独又は本所)1300/32000、2.従業員数30人以上の事業所(支所)200/32,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年4月1日現在 (系統)堺市-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年9月17日から平成25年 10月11日(約4週間)

【調査事項】 1.回答企業の概要、2.回答企業の設備投資の予定、3.堺市企業立地 施策の認知度、4.利用状況 等 【調査名】 奈良県子育て実態調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月22日

【実施機関】 奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課

- 【目 的】 本調査は、奈良県民の子育てに関する現状と意識を把握し、現行計画の検証を行うとともに平成27年度以降の子ども・子育て支援法に基づく奈良県計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 【調査の構成】 1 奈良県子育て実態調査(夫婦調査票)2 奈良県子育て実態調査 (独身者調査票)
- 【調査票名】 1 奈良県子育て実態調査 (夫婦調査票)
  - 【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)個人 (属性)50歳未満の有配偶女性 (抽 出枠)平成22年度国勢調査結果に基づいて作成された奈良県内各市町村丁 字別世帯数一覧
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,500/146,000 (配布) 調査員 (取集)調査員 (記入)他計 (把握時)平成25年9月1日 (系統)奈良県-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年9月上旬~平成25年10月末 【調査事項】 1.属性、2.夫婦の仕事、3.出会い・結婚のきっかけ、4.妊娠・出産について不妊の悩み、5.子育ての手助けの有無及び支援制度の利用、6.子どもを持つことの考え、7.家族観・子ども観、8.不安感・負担感の状況、9.希望する子育て支援
- 【調査票名】 2 奈良県子育て実態調査(独身者調査票)
  - 【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)個人 (属性)18歳以上50歳未満の独身男女 (抽出枠)平成22年度国勢調査結果に基づいて作成された奈良県内各市町村丁字別世帯数一覧
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,500/259,000 (配布) 調査員 (取集)調査員 (記入)他計 (把握時)平成25年9月1日 (系統)奈良県-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年9月上旬~平成25年10月末 【調査事項】 1.属性、2.本人の仕事、3.結婚や独身生活についての意識、4.結婚、家庭、子どもを持つことについて

【調查名】 相模原市営霊園整備調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月22日

【実施機関】 相模原市環境経済局環境共生部公園課

【目 的】 本調査は、今後、相模原市営峰山霊園における整備方針の策定、新型式墓所の具体的整備計画の策定等を行うため、最新の市民ニーズ等の調査を行うとともに墓地の需要算定を行い、相模原市における将来の墓地需要への対応に資することを目的として実施する。

【調査の構成】 1 - 相模原市営霊園整備調査 調査票

【調査票名】 1 - 相模原市営霊園整備調査 調査票

【調査対象】 (地域)相模原市全域 (単位)世帯 (属性)平成25年8月1日時点で50歳以上の世帯主 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/310,000 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時) (系統)(配布)相模原 市-民間事業者-報告者、(回収)報告者-相模原市

【周期·期日】 (周期)不定期 (実施期日)平成25年9月5日~平成25年9月3 0日

【調査事項】 1.報告者の年代、2.報告者の続柄、3.居住地域、4.墓地の有無、5.所有している墓地の経営主体、6.1年間の墓参の回数、7.墓参をする際の交通手段、8.法の手続を経ると無縁墓地等が更地にされること

【調査名】 宮城県産業廃棄物等実態調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月23日

【実施機関】 宮城県環境生活部循環型社会推進課

- 【目 的】 本調査は、平成17年度から導入した産業廃棄物税の効果の検証と,平成18年3月に策定した宮城県循環型社会形成推進計画の進捗状況及び産業廃棄物等に関する県の関連施策の実施状況の確認及び見直しに係る基礎資料の収集を行うため,宮城県内における産業廃棄物の発生量・処理量に関する現状を把握し,更に,これまでの廃棄物の推移及び社会・経済的な現状と動向を踏まえた将来見込みの推計を行うことを目的とする。
- 【調査の構成】 1 調査票 C:運輸業(道路旅客運送業,道路貨物運送業)、自動車小売業,燃料小売業、自動車整備業、2 調査票 E:建設業、3 調査票 F:鉱業、製造業、電気・ガス・水道業、運輸業(鉄道業)、各種商品小売、洗濯業、写真業、学術研究機関と畜、4 調査票 H:医療業、老人福祉事業、獣医業、5 調査票 L:その他業種、6 調査票 S:産業廃棄物処理業
- 【調査票名】 1 調査票 C : 運輸業 ( 道路旅客運送業 , 道路貨物運送業 )
  - 【調査対象】 (地域)宮城県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる全ての産業の事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査の名 簿
  - 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)10000/99052 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成24年4月1日から平成25年3月31日 (系統)都道府県-民間事業者-報告者

【周期·期日】 (周期)1年 (実施期日)平成25年8月下旬~9月下旬

【調査事項】 1.事業所概要、2.事業概要、3.廃棄物発生量、4.自社での中間処理後の量、5.自社処分・自社再利用・委託処理先の名称及び所在地、6. 委託中間処理の方法、7.資源化の用途

### 【調査票名】 2 - 調査票 E : 建設業

- 【調査対象】 (地域)宮城県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる全ての産業の事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査の名簿
- 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)10000/99052 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成24年4月1日から平成25年3月31日 (系統)都道府県-民間事業者-報告者

【周期·期日】 (周期)1年 (実施期日)平成25年8月下旬~9月下旬

【調査事項】 1.事業所概要、2.事業概要、3.廃棄物発生量、4.自社での中間処

- 理後の量、5.自社処分・自社再利用・委託処理先の名称及び所在地、6. 委託中間処理の方法、7.資源化の用途
- 【調査票名】 3 調査票 F:鉱業、製造業、電気・ガス・水道業、運輸業(鉄道業) 各種商品小売、洗濯業、写真業、学術研究機関と畜
  - 【調査対象】 (地域)宮城県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる全ての産業の事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査の名 3
  - 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)10000/99052 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成24年4月1日から平成25年3月31日 (系統)都道府県-民間事業者-報告者
  - 【周期·期日】 (周期)1年 (実施期日)平成25年8月下旬~9月下旬
  - 【調査事項】 1.事業所概要、2.事業概要、3.廃棄物発生量、4.自社での中間処理後の量、5.自社処分・自社再利用・委託処理先の名称及び所在地、6. 委託中間処理の方法、7.資源化の用途
- 【調査票名】 4 調査票 H: 医療業、老人福祉事業
  - 【調査対象】 (地域)宮城県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる全ての産業の事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査の名簿
  - 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)10000/99052 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成24年4月1日から平成25年3月31日 (系統)都道府県-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)平成25年8月下旬~9月下旬
  - 【調査事項】 1.事業所概要、2.事業概要、3.廃棄物発生量、4.自社での中間処理後の量、5.自社処分・自社再利用・委託処理先の名称及び所在地、6. 要託中間処理の方法、7.資源化の用途
- 【調査票名】 5 調査票 L:その他業種
  - 【調査対象】 (地域)宮城県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる全ての産業の事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査の名
  - 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)10000/99052 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成24年4月1日から平成25年3月31日 (系統)都道府県-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)平成25年8月下旬~9月下旬

- 【調査事項】 1.事業所概要、2.事業概要、3.廃棄物発生量、4.自社での中間処理後の量、5.自社処分・自社再利用・委託処理先の名称及び所在地、6. 委託中間処理の方法、7.資源化の用途
- 【調査票名】 6 調査票 S: 産業廃棄物処理業
  - 【調査対象】 (地域)宮城県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる全ての産業の事業所 (抽出枠)平成21年経済センサス-基礎調査の名
  - 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)10000/99052 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成24年4月1日から平成25年3月31日 (系統)都道府県-民間事業者-報告者
  - 【周期·期日】 (周期)1年 (実施期日)平成25年8月下旬~9月下旬
  - 【調査事項】 1.事業所概要、2.事業概要、3.廃棄物受託量、4.中間処理後の量、5.処分・再利用・委託処理先の名称及び所在地、6.委託中間処理の方法、7.資源化の用途

【調査名】 愛知県環境学習等行動計画に関するアンケート(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月23日

【実施機関】 愛知県環境部環境活動推進課

- 【目 的】 本県環境部では、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(平成15年法律第130号)第8条の規定に基づき、平成25年2月に「愛知県環境学習等行動計画」(以下、「行動計画」という。)を策定したところである。本調査により、事業者、NPO、市町村、小中高等学校・特別支援学校、幼稚園、大学における環境学習や環境教育に関する平成24年度の取組状況を把握し、行動計画の進捗管理を行うことを目的とする。
- 【調査の構成】 1-【A調査票】環境パートナーシップ・CLUB の一般会員及び名 古屋商工会議所 e c o クラブの会員、2-【B調査票】本県で認証登録さ れているNPO法人のうち活動分野に環境保全が登録されている法人、3 -【C調査票】県内市町村、4-【D調査票】県内の小学校、中学校、高 等学校、特別支援学校(国立、名古屋市立を除く)、5-【E調査票】愛知 県私立幼稚園連盟の加盟幼稚園、6-【F調査票】県内大学

#### 【調査票名】 1 - A調査票

- 【調査対象】 (地域)愛知県全域 (単位)個人 (属性)環境パートナーシップ・C LUB の一般会員及び名古屋商工会議所 e c o クラブの会員 (抽出枠) 会員情報
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)410 (配布)オンライン、その他(FAX) (取集)オンライン、その他(FAX) (記入)自計 (把握時)平成24年4月1日~平成25年3月31日 (系統)愛知県-報告者
- 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月上旬~10月下旬
- 【調査事項】 1.環境負荷の低減に関する取組内容、2.地域貢献における環境教育や 環境保全活動の内容、3.地域貢献における他主体との連携・協働先

## 【調査票名】 2 - B調査票

- 【調査対象】 (地域)愛知県全域 (単位)法人 (属性)本県で認証登録されている NPO法人のうち活動分野に環境保全が登録されている法人 (抽出枠)県内NPO法人一覧
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)427 (配布)郵送、オンライン、その他(FAX) (取集)郵送、オンライン、その他(FAX) (記入)自計 (把握時)平成24年4月1日~平成25年3月31日 (系統)愛知県-報告者
- 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月上旬~10月下旬

【調査事項】 1.環境保全活動や環境学習に関する取組内容、2.環境保全活動や環境 学習における他主体との連携・協働先、3.県ホームページの利用状況

## 【調査票名】 3-C調査票

【調査対象】 (地域)愛知県全域 (単位)市町村 (属性)県内市町村 (抽出枠) 県内市町村一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)54 (配布)オンライン、その他(FAX) (取集)オンライン、その他(FAX) (記入)自計 (把握時)平成2 4年4月1日~平成25年3月31日 (系統)愛知県-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月上旬~10月下旬

【調査事項】 1.地域における環境学習の取組内容、2.地域で環境学習を実施する主体への支援内容、3.職員を対象とした環境学習に関する取組内容

#### 【調査票名】 4 - D調査票

【調査対象】 (地域)愛知県全域 (単位)学校 (属性)県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(国立、名古屋市立を除く) (抽出枠)県内小中高等学校、特別支援学校一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)小学校717、中学校328、高等学校205、 特別支援学校29 (配布)オンライン、その他(FAX) (取集)オン ライン、その他(FAX) (記入)自計 (把握時)平成24年4月1日 ~平成25年3月31日 (系統)愛知県-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月上旬~10月下旬

【調査事項】 1.環境学習の実施内容、2.教員の研修状況、3.環境教育における他主体との連携・協働先

## 【調査票名】 5 - E調査票

【調査対象】 (地域)愛知県全域 (単位)幼稚園 (属性)愛知県私立幼稚園連盟の加盟幼稚園 (抽出枠)会員情報

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)422 (配布)オンライン、その他(FAX) (取集)オンライン、その他(FAX) (記入)自計 (把握時)平成24年4月1日~平成25年3月31日 (系統)愛知県-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月上旬~10月下旬

【調査事項】 1.環境学習の実施内容、2.教員の研修参加状況、3.環境教育における他主体との連携・協働先

# 【調査票名】 6 - F調査票

- 【調査対象】 (地域)愛知県全域 (単位)大学 (属性)県内大学 (抽出枠)県内 大学・短期大学一覧
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)72 (配布)郵送、オンライン、その他(FAX) (取集)郵送、オンライン、その他(FAX) (記入)自計 (把握時)平成24年4月1日~平成25年3月31日 (系統)愛知県-報告者
- 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月上旬~10月下旬 【調査事項】 1.環境教育等の研究状況、2.環境教育における他主体との連携・協働 先、3.教員養成における環境教育の実施状況

【調查名】 保育士実態調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月26日

【実施機関】 奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課

【目 的】 本調査は、平成27年度から本格施行が予定されている子ども・子育て支援 新制度における保育ニーズの増大に向けて保育士確保について検討するため、奈 良県内の保育士登録者を中心に保育士(潜在保育士・現任保育士)の実態を把握 することを目的とする。

【調査の構成】 1-保育士実態調査 調査票

【調査票名】 1-保育士実態調査 調査票

【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)個人 (属性)奈良県内の保育士登録者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/16,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年9月1日 (系統) 奈良県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年9月

【調査事項】 1.潜在保育士(1)属性、(2)退職理由、(3)復職の希望とその就業条件、(4)復職時の障害・不安要素、(5)保育所で就労していない理由、(6)復職する際に求めるサポート、(7)復職のために受けたい研修内容等、2.現任保育士(1)仕事上での悩み、(2)仕事を続けていくためのサポート、(3)必要な研修内容等

【調査名】 堺市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査(平成2 5年届出)

【受理年月日】 平成25年8月26日

【実施機関】 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課

【目 的】 本調査は、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎となる「幼児教育・保育・地域の子育て支援」の「量の見込み」設定に必要な「今後の利用希望」を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1-堺市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査 調査票

【調査票名】 1 - 堺市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査 調査票

【調査対象】 (地域)堺市全域 (単位)個人 (属性)就学前児童の保護者 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,500/45,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年4月1日 (系統) 堺市-民間事業者-報告者

【周期·期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年9月27日~平成25年10月 18日

【調査事項】 1.保護者の就労状況、2.子どもの定期的な教育・保育事業の利用状況、3.子どもの地域の子育て支援事業の利用状況、4.子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方、5.堺市の子育て環境の満足度、6.育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について等

- 【調査名】 神戸市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査(平成25年届出)
- 【受理年月日】 平成25年8月26日
- 【実施機関】 神戸市こども家庭局こども家庭政策担当課
- 【目 的】 本調査は、子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることを目的と する。
- 【調査の構成】 1 子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査(就学前児童保護者用)2 子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査(小学生低学年保護者用)3子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査(小学生高学年保護者用)4 子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査(小学生高学年本人用)
- 【調査票名】 1 子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査(就学前児童保護者用)
  - 【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)世帯 (属性)小学校6年生以下の子どもを持つ世帯 (抽出枠)住民基本台帳
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)20,940/160,000 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年9月1日 (系統)神戸市-民間事業者-報告者
  - 【周期·期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年9月6日~平成25年9月21 日
  - 【調査事項】 1.保護者の就労状況に関する事項、2.子どもの放課後や休日の過ごし方に関する事項、3.子どもの不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用状況に関する事項、4.子どもの病気やケガの際の対応に関する事項、5.子どもの地域子育て支援事業者や「定期的な」教育・保育事業の利用状況に関する事項、6.育児教育や短時間勤務制度など、職場の両立支援制度に関する事項
- 【調査票名】 2 子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査(小学生低学年 保護者用)
  - 【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)世帯 (属性)小学校6年生以下の子どもを持つ世帯 (抽出枠)住民基本台帳
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)10,484/160,000 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年9月1日 (系統)神戸市-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年9月6日~平成25年9月21

 $\Box$ 

- 【調査事項】 1.保護者の就労状況に関する事項、2.子どもの放課後や休日の過ごし方に関する事項、3.子どもの不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用状況に関する事項、4.子どもの病気やケガの際の対応に関する事項、5.子どもの地域子育て支援事業者や「定期的な」教育・保育事業の利用状況に関する事項、6.育児教育や短時間勤務制度など、職場の両立支援制度に関する事項
- 【調査票名】 3子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査(小学生高学年保護者用)
  - 【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)世帯 (属性)小学校6年生以下の子どもを持つ世帯 (抽出枠)住民基本台帳
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)10,440/160,000 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年9月1日 (系統)神戸市-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年9月6日~平成25年9月21 日
  - 【調査事項】 1.保護者の就労状況に関する事項、2.子どもの放課後や休日の過ごし方に関する事項、3.子どもの不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用状況に関する事項、4.子どもの病気やケガの際の対応に関する事項、5.子どもの地域子育て支援事業者や「定期的な」教育・保育事業の利用状況に関する事項、6.育児教育や短時間勤務制度など、職場の両立支援制度に関する事項
- 【調査票名】 4 子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査(小学生高学年本人用)
  - 【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)世帯 (属性)小学校6年生以下の子どもを持つ世帯 (抽出枠)住民基本台帳
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)10,440/160,000 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年9月1日 (系統)神戸市-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年9月6日~平成25年9月21 日
  - 【調査事項】 1.保護者の就労状況に関する事項、2.子どもの放課後や休日の過ごし方に関する事項、3.子どもの不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用状況に関する事項、4.子どもの病気やケガの際の対応に関する事項、5.

子どもの地域子育で支援事業者や「定期的な」教育・保育事業の利用状況に関する事項、6.育児教育や短時間勤務制度など、職場の両立支援制度に関する事項

【調査名】 第12期 市政アドバイザー 第2回意識調査 (平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月28日

【実施機関】 神戸市市民参画推進局参画推進部広聴課

【目 的】 本調査は、具体的施策や事業についての意見を求めるほか、市民生活に関する意識を市の事業や施策を実施していく上での参考とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 市政アドバイザー意識調査票

【調査票名】 1 - 市政アドバイザー意識調査票

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)個人 (属性)20歳以上、80歳未満の市民 (抽出枠)住民基本台帳から選任した「市政アドバイザー」

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,050/1,181,309 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査票記入日現在 (系統)神戸市-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月2日~10月15日

【調査事項】 1.節電対策・地球温暖対策に関する事項、2.男女共同参画に関する事項、3.生物多様性に関する事項

【調査名】 北見網走都市圏総合都市交通体系調査(パーソントリップ調査)(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月29日

【実施機関】 北海道建設部まちづくり局都市計画課

- 【目 的】 本調査は、北見網走都市圏の都市交通の実態を総合的に把握するため、都市 圏の人の動きに着目した調査を実施し、総合的な都市交通計画策定のための基礎 資料を得ることを目的とする。
- 【調査の構成】 1-世帯票・自動車票、2-平日交通実態調査票、3-休日交通実態調査票 査票

#### 【調査票名】 1-世帯票・自動車票

- 【調査対象】 (地域)北見市、網走市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町、大空町 (単位)世帯 (属性)5歳以上の個人 (抽出枠)住民基本台帳から世帯主名を50音順に並べ、予備を含め概ね6世帯毎に1世帯を選定する。
- 【調査方法】 (選定)無作為 (客体数)8,400/98,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成25年10月の平日・休日 各1日間 (系統)北海道-民間事業者-調査員-報告者
- 【周期・期日】 (周期)概ね10年 (実施期日)平成25年10月中旬から11月上 旬
- 【調査事項】 世帯主との続柄 ・職業 ・性別 ・年齢 ・車種 ・目的 ・交通手段 ・ 駐車場の種類 ・運転の有無 等

## 【調査票名】 2-平日交通実態調査票

- 【調査対象】 (地域)北見市、網走市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町、大空町 (単位)個人 (属性)5歳以上の個人 (抽出枠)住民基本台帳
- 【周期・期日】 (周期)概ね10年 (実施期日)平成25年10月中旬から11月上 旬
- 【調査事項】 出発・到着時刻について・目的 ・交通手段 ・駐車場の種類 ・運転の 有無 等

# 【調査票名】 3-休日交通実態調査票

【調査対象】 (地域)北見市、網走市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町、大空町 (単位)個人 (属性)5歳以上の個人 (抽出枠)住民基本台帳

- 【周期・期日】 (周期)概ね10年 (実施期日)平成25年10月中旬から11月上 旬
- 【調査事項】 出発・到着時刻について・目的 ・交通手段 ・駐車場の種類 ・運転の 有無 等

【調査名】 子ども・子育て支援に関するアンケート調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月29日

【実施機関】 岡山市岡山っ子育成局こども園推進課

【目 的】 本調査は、岡山市民の子育て支援に関する実態や要望・意見を把握し、時代 とともに変化している子ども・子育てに関するニーズ等に対応した子ども・子育 てに関する事業を充実させることを目的とする。

【調査の構成】 1-子ども・子育て支援に関するアンケート調査 調査票

【調査票名】 1-子ども・子育て支援に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 (地域)岡山市全域 (単位)世帯 (属性)0歳から小学校6年生のいる世帯 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,000/50,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成24年6月1日(一部の項目については、そこから1年前までの状況) (系統)岡山市-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成24年7月2日~7月20日

【調査事項】 1 (1)お子さんと家族の状況について、(2)両親の状況について、(3) 子育てについて、(4)育児休業制度の利用について、(5)保育サービスの 認知度や利用について、2.就学前児童がいる世帯(1)月曜日から金曜日 までのお子さんの保育の状況について、(2)月曜日から金曜日の保育サー ビスの利用希望について、(3)土曜日や一時的な保育サービスの利用希望 について、3.小学校児童がいる世帯(1)放課後児童クラブの利用につい て 【調査名】 保護者の就労状況等に関するアンケート(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月29日

【実施機関】 岡山市岡山っ子育成局こども園推進課

【目 的】 本調査は、早ければ平成27年度から本格施行が予定されている「子ども・ 子育て支援新制度」への準備に際し、様々な教育ニーズの正確な把握や幼稚園教育の充実のため、幼稚園に通っている子どもの保護者に、就労状況や預かり保育の利用状況等を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1-保護者の就労状況等に関するアンケート 調査票

【調査票名】 1-保護者の就労状況等に関するアンケート 調査票

【調査対象】 (地域)岡山市全域 (単位)個人 (属性)岡山市域にある私立幼稚園 に通う子どもの保護者 (抽出枠)各私立幼稚園からの報告数

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)2,772 (配布)留置調査 (取集)留置 調査 (記入)自計 (把握時)平成25年7月1日 (系統)岡山市-各 私立幼稚園-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年7月3日~7月19日

【調査事項】 1.お子さんと家族の状況について、2.両親の状況について、3.預かり保育の利用について

【調査名】 札幌市市内におけるPCB廃棄物の実態把握調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月30日

【実施機関】 札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課

【目 的】 本調査は、札幌市内の民営事業所について「PCB廃棄物の保管」及び「PCB含有機器の使用」に関する実態を調査することにより、現状把握を行い、今後のPCB特別措置法に基づく処理期限に向けた今後の施策に活用していくことを目的とする。

【調査の構成】 1 - 札幌市市内における P C B 廃棄物の実態把握調査

【調査票名】 1 - 札幌市市内におけるPCB廃棄物の実態把握調査

【調査対象】 (地域)札幌市東区 (単位)事業所 (属性)札幌市東区の地域に所在 する民営事業所 (抽出枠)総務省統計局の事業所母集団データベース24 年次フレーム(速報版)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)9,400 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年11月1日現在 (系統)札幌市 民間事業者 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年11月27日 ~ 平成2 5年12月17日

【調査事項】 PCB廃棄物及びPCB含有機器の有無及び保管台数

## (2)変更

【調査名】 市町村民経済計算作成のための基礎資料収集調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月2日

【実施機関】 宮城県震災復興・企画部統計課

【目 的】 本調査は、県内市町村の経済活動を明らかにし、市町村民経済計算作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 市町村民経済計算作成のための基礎資料収集調査票

【備 考】 今回の変更は、報告を求める期間と一部の調査項目の名称の変更である。

【調査票名】 1 - 市町村民経済計算作成のための基礎資料収集調査票

【調査対象】 (地域)宮城県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる中分類「ガス業」、「運輸に附帯するサービス業」のうち、市町村民経済計算において、公的企業及び一般政府に分類される事業所 (抽出枠)平成18年度事業所・企業統計調査名簿を用いる。法人企業統計調査や地方財政状況調査などの他の一次統計において,推計に必要な数値を得ることができない事業所を抽出

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)84/694 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年4月1日~翌年 3月31日 (系統)宮城県-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)8月から9月

【調査事項】 1.ガス業の収益及び費用、2.市町村別供給量、3.固定資産税額等、4.公的企業及び一般政府における農水産業の生産額、5.市町村別土木工事額及び採石・砂利生産額、6.一部事務組合負担金等

【調查名】 労働環境等調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月2日

【実施機関】 栃木県産業労働観光部労働政策課

【目 的】 本調査は、人口減少・少子高齢化の進行や経済のグローバル化をはじめ、高度情報化の進展、価値観やライフスタイルの多様化など、近年、労働者の働く環境は急激に変化している。このため、県内の事業所等に雇用される労働者の労働環境及び労働条件等の実態を明らかにし、今後の労働行政推進上の基礎資料とするとともに、企業における労働環境及び労働条件等の改善並びに労使関係の安定に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 労働環境等調査票

### 【調査票名】 1-労働環境等調査票

【調査対象】 (地域)栃木県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「農業,林業」「漁業」「鉱業,採石業,砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業,郵便業」「卸売業,小売業」「金融業,保険業」「不動産業,物品賃貸業」「学術研究,専門・技術サービス業」「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」「教育,学習支援業」「医療,福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者10名以上の事業所 (抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/18,170 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年9月30日現在 (系統) 栃木県-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月初旬~10月末日

【調査事項】 1.事業所の現況、2.事業所の労働者数、3.育児のための両立支援制度の取組状況、4.仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取組状況、5.高年齢者の継続雇用の取組状況

【調査名】 大阪府景気観測調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月7日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目 的】 本調査は、四半期ごとの大阪府内民営事業所の景気動向を広く府民に公表するとともに、大阪府商工労働行政の施策立案の基礎資料にすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 大阪府景気観測調査票

【備 考】 今回の変更は報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間の変更である。昨今の電気料金値上げや円高是正に伴う原材料価格の上昇が、経営に及ぼす影響を把握するために、「電気料金及び原材料価格上昇の影響について」の設問を追加し、これに替えて節電に関する設問を削除した。

### 【調査票名】 1 - 大阪府景気観測調査票

- 【調査対象】 (地域)大阪府全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業,郵便業」「卸売,小売業」「不動産業,物品賃貸業」「宿泊業,飲食サービス業」及び中分類「専門サービス業(他に分類されないもの)」「広告業」「技術サービス業(他に分類されないもの)」「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「廃棄物処理業」「自動車整備業」「機械等修理業(別掲を除く)」「職業紹介・労働者派遣業」「その他の事業サービス業」に属し、単独および本所・本社・本店の民営事業所 (抽出枠)事業所母集団データベースを用い、上記の3(2)属性的範囲であげた業種ごとに、当該業種中に所在する単独および本所・本社・本店の民営事業所から無作為抽出する層化二段抽出により選定する。
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,500/302,544 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施四半期の実績見込み(一部、次の四半期の予定) (系統)大阪府-報告者
- 【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)提出期限は、5月、8月、11月、2月 のそれぞれ翌月中旬
- 【調査事項】 1.毎期共通するもの (1)事業所概要(業種、業態、従業員規模) (2)今期の業況判断(前期比、前年同期比)(3)来期の業況判断(見込み)(4)出荷・売上高、(5)製・商品、サービス、請負等の単価、(6)原材料、部品等の価格、(7)営業利益水準、営業利益 判断、(8)雇用状況、(9)来期の雇用予定人員、(10)資金繰り、(11)設備投資、2. 各期で個別に調査する項目 (1)4-6月期 ア.直近の年間決算における営業利益について、イ.24年度の海外での売上及び調達・仕入の実績(23年度と比較)(2)7-9月期 ア.今年の賞与(正規雇用者を対象

として)の実績と見込み、イ.電気料金及び原材料価格上昇の影響について、(3)10-12月期 ア.設備投資の主な目的、イ.中国ビジネスとの関わり、ウ.中国関連の売上高の変化 (4)1-3月期 ア.24年度の採用実績(23年度と比較)と25年度の採用予定(24年度と比較)

【調査名】 県民経済計算・市民経済計算作成のための基礎資料収集調査(平成 25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月9日

【実施機関】 宮城県震災復興・企画部統計課

【目 的】 本調査は、宮城県内事業所の経済活動を明らかにし、県民経済計算・市民経済計算推計の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-県民経済計算・市民経済計算作成のための基礎資料収集調査票

【備 考】 今回の変更は、報告を求める者及び報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間の変更である。解散等により5事業所を対象から除外し、新たに11 事業所を新規調査対象に追加。

【調査票名】 1 - 県民経済計算・市民経済計算作成のための基礎資料収集調査票

【調査対象】 (地域)全国(県内の事業所及び県内の事業所を統括する事業所) (単位)事業所 (属性)他の一次統計書で得られない業種の事業所 (抽出枠) 選定には事業所母集団データベースの母集団情報を用いる。 一次統計において秘匿処理される可能性のある区分の事業所等を抽出する。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)292/1,739 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)4月1日~ 3月31日 (系統)宮城県-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)10月

【調査事項】 1.従業員数、2.消費税の扱い、3.収入及び支出、4.有形固定資産 残高 等 【調查名】 財政状況調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月9日

【実施機関】 滋賀県総務部統計課

【目 的】 本調査は、県民経済計算の推計に必要な資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-財政状況調査票

【備 考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間の変更である。県民経済計算の推計方法変更による費用および収益等の見直しを実施した。

### 【調査票名】 1-財政状況調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)機関 (属性)1.「国民経済計算における政府 諸機関の分類」(内閣府経済社会総合研究所)に掲載される各機関および会 計を所管する各機関等のうち、地方政府以外の機関で、滋賀県内に事業所を 有するもの滋賀県内に所在する関係機関及びその機関の経理事務等を所管 する滋賀県外の機関、2.推計上必要な資料を有している関係機関等 (抽 出枠)県内に所在する関係機関およびその機関の経理事務等を所管する県外の機関
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)100 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)調査実施期間の前年度間または前年間(各機関の会計年度) (系統)滋賀県-報告者
- 【周期・期日】 (周期)毎年度 (実施期日)毎年度8月~12月頃(ただし、調査客体に必要ある時は、回答期限を延長する。)なお、平成25年度については、本届出受理後30日以降に実施する。

【調査事項】 費用及び収益等

【調査名】 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月12日

【実施機関】 新潟県産業労働観光部労政雇用課、新潟市経済・国際部雇用対策課

【目 的】 本調査は、新潟県内の民間事業所に雇用されている労働者の賃金、労働時間、 休日等労働条件の事態を明らかにし、労務管理の改善、労使関係の安定化のため の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票(事業所票) 2 - 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票(個人票)

【調査票名】 1-新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票(事業所票)

【調査対象】 (地域)新潟県全域(新潟市地域-新潟市実施) (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に定める産業分類が「農業,林業」「漁業」及び「公務」を除く産業に属する常用労働者を10人以上雇用する事業所 (抽出枠)経済センサス-基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)4,000/20,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年7月31日現在 (系統)調査票の配布:(新潟市以外)新潟県-報告者、(新潟市)新潟県-新潟市-報告者、 調査票の回収:(新潟市以外)報告者-新潟県地域振興局-新潟県、(新潟市)報告者-新潟市-新潟県

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年7月31日~9月30日(ただし、平成25年度調査においては、8月31日~9月30日)

【調査事項】 1.企業全体の現況(1)企業全体の常用労働者数、(2)資本金又は出資金、2.事業所の現況(1)労働組合の有無、(2)労働者構成、(3)派遣労働者数、3.初任給(1)学歴・職種別初任給額、(2)学歴・職種別採用人数、(3)県外学校出身者数、4.労働時間制度(1)1日・1週の所定労働時間数、(2)変形労働時間制の採用状況、(3)週休制の形態、5.年間休日数(年間休日数の状況)6.年次有給休暇(年次有給休暇の取得状況)7.特別休暇制度(特別休暇制度の状況)8.育児休業制度(1)育児休業制度の有無、(2)育児休業制度の整備状況、(3)育児休業の取得状況、9.介護休業制度(1)介護休業制度の有無、(2)介護休業制度の整備状況、(3)介護休業制度の整備状況、10.仕事と家庭の両立のための支援制度(1)仕事と家庭の両立の支援制度の有無、(2)制度状況、11.賃金の支払形態(賃金の支払形態別の労働者数)

【調査票名】 2 - 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票(個人票) 【調査対象】 (地域)新潟県全域(新潟市地域-新潟市実施) (単位)個人 (属性) 日本標準産業分類に定める産業分類が「農業,林業」、「漁業」及び「公務」 を除く産業に属する常用労働者を10人以上雇用する事業所 (抽出枠)経 済センサス-基礎調査結果名簿

- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)4,000/20,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年7月31日現在 (系統)調査票の配布:(新潟市以外)新潟県-報告者、(新潟市)新潟県-新潟市-報告者、 調査票の回収:(新潟市以外)報告者-新潟県地域振興局-新潟県、(新潟市)報告者-新潟市-新潟県
- 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年7月31日~9月30日(ただし、平成25年度調査においては、8月31日~9月30日)
- 【調査事項】 1.性別、2.年齢、3.勤続年数、4.就業形態、5.最終学歴、6. 労働者の職種、7.7月分の所定内労働時間数及び所定外労働時間数、8. 7月分の所定内賃金額及び所定外賃金額

【調査名】 県民健康基礎調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月15日

【実施機関】 静岡県健康福祉部医療健康局健康増進課

- 【目 的】 本調査は、静岡県民の健康状態、食品・栄養摂取状況、身体状況及び生活習慣等について調査を実施し、静岡県の健康づくりの方策を講ずる基礎資料を得ることを目的とする。健康増進法に基づいて行われている国民健康・栄養調査の、調査対象、調査項目を拡大して静岡県の状況の把握を行うことを目的とする。
- 【調査の構成】 1-身体状況調査票2-生活状況調査票3-食品摂取頻度調査票4-栄 養摂取状況調査票

## 【調査票名】 1-身体状況調査票

【調査対象】 (地域)静岡県全域 (単位)個人 (属性)世帯及びその世帯員 (抽 出枠)国民生活基礎調査により設定された単位地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,100/3,719,515 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査の実施期間のうちの任意の1日間 (系統)静岡県-健康福祉センター及び保健所-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年10月1日~11月30日 【調査事項】 1.身長、2.体重、3.腹囲、4.血圧、5.問診

### 【調査票名】 2-生活状況調査票

【調査対象】 (地域)静岡県全域 (単位)個人 (属性)世帯及びその世帯員 (抽 出枠)国民生活基礎調査により設定された単位地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,100/3,719,515 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査の実施期間のうちの任意の1日間(歩数調査は3日間) (系統)静岡県-健康福祉センター及び保健所-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年10月1日~11月30日 【調査事項】 1.健康に関する意識や知識、2.生活習慣等、3.3日間歩数調査

## 【調査票名】 3-食品摂取頻度調査票

【調査対象】 (地域)静岡県全域 (単位)個人 (属性)世帯及びその世帯員 (抽 出枠)国民生活基礎調査により設定された単位地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,100/3,719,515 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査の実施期間のうちの任意の1日の前の、1か月間 (系統)静岡県-健康福祉センター及

び保健所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年10月1日~11月30日 【調査事項】 1か月間の食品摂取頻度

## 【調査票名】 4-栄養摂取状況調査票

【調査対象】 (地域)静岡県全域 (単位)個人 (属性)世帯及びその世帯員 (抽 出枠)国民生活基礎調査により設定された単位地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,100/3,719,515 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査の実施期間の うちの任意の1日間 (系統)静岡県-健康福祉センター及び保健所-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年10月1日~11月30日 【調査事項】 1日間の食事内容

【調査票名】 5 - 小中学生の生活習慣と健康についてのアンケート

【調査対象】 (地域)静岡県全域 (単位)個人 (属性)世帯及びその世帯員 (抽 出枠)国民生活基礎調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,100/3,796,000 (配 布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系 統)県健康増進室 健康福祉センター 調査員 報告者

【周期・期日】 (周期)不定期 (実施期日)平成20年10月01日~11月30日 【調査事項】「しずおか健康創造21アクションプラン」の6つの分野(食生活,運動, 休養・こころ,たばこ・アルコール・薬物,歯,健康管理)を中心とした生 活習慣病に関する項目 【調查名】 中小企業労働条件等実態調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月16日

【実施機関】 東京都労働相談情報センター相談調査課

【目 的】 本調査は、事業所調査及び従業員調査により、属性、労働条件、意識等を調査し、今後の労働行政上の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1-パートタイマーの実態調査(事業所調査票) 2-パートタイマーの実態調査(従業員調査票)

【調査票名】 1 - パートタイマーの実態調査(事業所調査票)

【調査対象】 (地域)東京都全域(島しょを除く) (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類の大分類「農業,林業」、「漁業」、「鉱業,採石業,砂利採取業」に属する事業所を除く常用雇用者が30人以上の民営事業所 (抽出枠)平成24年経済センサス-活動調査名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/45,246 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在 (系統)(配布)東京都-民間事業者-報告者、(回収)報告者-東京都

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)毎年9月13日~10月15日

【調査事項】 1.報告者の属性(事業所規模、業種、職種等) 2.パートタイマーの 活用の現状及び理由、3.パートタイマーの労働条件(契約期間、労働時間、 休暇、賃金、各種手当、福利厚生、教育訓練等) 4.労働契約法改正への 対応状況、5.パートタイム労働法改正への対応状況、6.行政機関への要 望事項等

【調査票名】 2 - パートタイマーの実態調査(従業員調査票)

【調査対象】 (地域)東京都全域(島しょを除く) (単位)個人 (属性)事業所調 査の協力が得られた事業所に従事するパートタイマー

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年11月1日現在 (系統)(配布)東京都-民間事業者-事業所-報告者、(回収)報告者-東京都

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)毎年10月18日~11月15日

【調査事項】 1.報告者の属性(性別、年代、勤務先の主要事業内容等) 2.労働条件(契約期間、労働時間、休暇、賃金、各種手当、福利厚生、教育訓練等) 3.労働契約法改正についての認識、4.パートタイム労働法改正についての認識、5.雇用に関する意識、6.行政機関への要望事項等

【調査名】 ひとり親世帯等実態調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月19日

【実施機関】 名古屋市子ども青少年局青少年家庭課

【目 的】 本調査は、名古屋市におけるひとり親世帯(母子世帯、父子世帯、両親のない子のいる世帯及び寡婦世帯)の生活実態と生活意識等を調査し、ひとり親家庭等に対する福祉行政を推進するための基礎資料を得ることと、平成26年度に行う「第3期ひとり親家庭等自立支援計画(計画期間:平成27年度~平成31年度)」の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-ひとり親世帯等実態調査 調査票

【調査票名】 1 - ひとり親世帯等実態調査 調査票

【調査対象】 (地域)名古屋市全域 (単位)世帯 (属性)母子世帯,父子世帯,両 親のいない世帯及び寡婦世帯

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,200/1,000,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)9月第1開庁日 (系統)名古屋市-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)9月中旬~9月末日

【調査事項】 1.世帯の状況について、2.ひとり親世帯等となった当時の状況について、3.住まいについて、4.仕事について、5.家計について、6.お子さんの教育等について、7.生活等について、8.福祉施策利用・受給状況について

【調查名】 神戸市中央卸売市場 流通実態調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月19日

【実施機関】 神戸市産業振興局中央卸売市場本場

【目 的】 本調査は、生鮮食料品の安定的流通についての基礎的資料を得ることを目的 とする。

【調査の構成】 1 - 神戸市中央卸売市場 流通実態調査票

【備 考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 と報告を求める期間の変更である。前回は平成21年3月であったが、今回は平成25年10月に行う。

【調査票名】 1-神戸市中央卸売市場 流通実態調査票

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)企業 (属性)卸売業者及び仲卸業者 (抽 出枠)市内企業

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)10,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成25年10月18日 (系統)神戸市 - 報告者

【周期·期日】 (周期)4年 (実施期日)平成25年10月18日~11月2日

【調査事項】 1.売渡人(買出人)の業態に関する事項、2.売渡先(買出人)の営業 所の所在地に関する事項、3.販売方法(注文の受付)に関する事項、4. 搬出方法に関する事項、5.販売物品の数量・金額に関する事項 【調查名】 神奈川県工業生産統計調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月21日

【実施機関】 神奈川県統計センター

【目 的】 本調査は、神奈川県の工業生産の動向を明らかにし、経済分析及び景気動向 の基礎資料を作成することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 神奈川県工業生産統計調査票

【備 考】 今回の変更は、調査対象の範囲、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求めるために用いる方法である。

## 【調査票名】 1 - 神奈川県工業生産統計調査票

- 【調査対象】 (地域)神奈川県内全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に 掲げる大分類「製造業」のうち、別表に掲げる25品目を生産している事業 所 (抽出枠)工業統計調査結果から、調査品目別に県内シェアのおおむね 80%以上を占めるよう事業所を選定する。
- 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)40 (配布)郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)神奈 川県-報告者
- 【周期・期日】 (周期)毎月(平成25年8月分調査以降) (実施期日)調査月の翌月10日
- 【調査事項】 1 .製造品の自事業所生産数量及び生産金額、2 .出荷数量及び出荷金額、 3 . 月末在庫数量

【調査名】 「中学校英数学力向上事業」に係るアンケート調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月21日

【実施機関】 福井県教育庁義務教育課

【目 的】 本調査は、英語と数学に習熟度別の少人数指導を導入する「中学校英数学力 向上事業」の効果を測定するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-「中学校英数学力向上事業」に係るアンケート調査 調査票

【調査票名】 1-「中学校英数学力向上事業」に係るアンケート調査 調査票

【調査対象】 (地域)福井県全域 (単位)個人 (属性)「中学校英数学力向上事業」の対象校14中学校(明倫中、清水中、勝山南部中、丸岡中、鯖江中、武生第2中、小浜中、至民中、森田中、開成中、芦原中、三国中、武生第1中、小浜第2中)の3年生全員

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)2,300 (配布)その他(教員) (取集) その他(教員) (記入)自計 (把握時)調査実施期間中の任意の一日 (系統)福井県教育委員会-各市町教育委員会-対象中学校-報告者(生徒)

【周期·期日】 (周期)半年 (実施期日)4月中旬~5月中旬、9月下旬~10月初 旬

【調査事項】 1.英語、数学の授業の理解度、2.学校以外で英語に触れる機会の有無、 3.英語、数学の自宅での学習時間、4.塾の利用状況 【調査名】 千葉県生活習慣に関するアンケート調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月26日

【実施機関】 千葉県健康福祉部健康づくり支援課

【目 的】 本調査は、千葉県民の健康に係る生活習慣の現状を把握し、健康や医療に関する課題を明らかにし、今後の健康づくり施策の推進等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 千葉県生活習慣に関するアンケート調査 調査票

【調査票名】 1 - 千葉県生活習慣に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 (地域)千葉県全域 (単位)個人 (属性)千葉県内在住の満15歳以 上の男女 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/6,260,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の11月1日 (系統)千葉県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)2年 (実施期日)調査実施年の10月下旬~11月中旬

【調査事項】 1.健康の状況、2.栄養・食生活の状況、3.身体活動・運動の状況、4.休養・心の健康の状況、5.喫煙・飲酒の状況、6.歯の健康の状況、7.がんの状況、8.病気の状況、9.健康診断の状況、10.受動喫煙防止の状況及び健康に関する情報について

【調査名】 仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月29日

【実施機関】 愛媛県経済労働部管理局労政雇用課

【目 的】 本調査は、愛媛県内民間事業所における育児・介護休業制度の利用状況など、 仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境の実態を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1-仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査 調査票

- 【調査票名】 1-仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査 調査票
  - 【調査対象】 (地域)愛媛県全域 (単位)事業所 (属性)常時従業員5人以上を雇用する愛媛県内民間事業所 (抽出枠)平成24年経済センサス-基礎調査 結果名簿
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/26,053 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日 (系統)愛媛県-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)不定期 (実施期日)平成25年11月11日~平成25年1 2月11日
  - 【調査事項】 1.事業所の概要に関する事項、2.企業としての意識に関する事項、3. 育児休業制度及び労働者の育児に対する援助に関する事項、4.介護休業制度及び労働者の家族の介護に対する援助に関する事項、5.子の看護のための休暇に関する事項、6.要介護状態にある家族の介護のための休暇に関する事項、7.配偶者出産休暇制度に関する事項

【調査名】 神奈川県働く環境に関する事業所調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年8月30日

【実施機関】 神奈川県産業労働局労働部労政福祉課

【目 的】 本調査は、神奈川県内事業所における就業環境の実態を調査することにより、 今後の女性労働者の積極的な登用、育児・介護休業等及び男性も含めた仕事と生 活の両立の取組を支援する各種施策を実施するための基礎資料を得ることを目 的とする。

【調査の構成】 1 - 神奈川県働く環境に関する事業所調査票

【調査票名】 1 - 神奈川県働く環境に関する事業所調査票

【調査対象】 (地域)神奈川県全域 (単位)事業所 (属性)神奈川県内の「農林漁業」、「鉱業,採石業,砂利採取業」、公務を除く14産業(「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「教育,学習支援業」、「医療・福祉」、その他(複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの))に属する常用労働者30人以上の民営事業所 (抽出枠)事業所母集団データベース(平成24年次フレーム(速報版))

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,500/16,961 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)41548 (系統)神奈川県-調査委託機関-報告者

【周期・期日】 (周期)4年 (実施期日)平成25年9月下旬~10月31日

【調査事項】 1.事業所の属性(業種、事業所の形態、労働組合の有無、企業規模、常用労働者数)、2.女性活躍推進の状況(女性管理職の就任状況、女性の活躍推進の取組及び効果、行政に期待する取組)、3.育児休業制度・子の看護休暇制度(制度の有無及び内容、休業(休暇)の取得状況、育児休業中の給与等の支給、男性の育児休業取得に向けた取組状況、男性の育児休業取得を推進する上で行政に期待する取組)、4.介護休業(休暇)制度(制度の有無及び内容、休業(休暇)の取得状況、介護休業中の給与等の支給、仕事と介護の両立を推進する上で行政に期待する取組、5.年次有給休暇の取得状況、6.ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組状況(取組及び効果、ワーク・ライフ・バランスを推進する上で行政に期待する取組)